

## 第4期

# 富士見市障がい者支援計画

〔 第5次富士見市障がい者計画  
第5期富士見市障がい福祉計画  
第1期富士見市障がい児福祉計画 〕

障がいのある人もない人も、  
ともに生き、ともに支えあうまち ふじみ



富士見市

# はじめに



国において、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、また平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、近年、障がいのある人を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

このような状況の中、本市では障害者基本法の規定に基づく「富士見市障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「富士見市障がい福祉計画」を、「富士見市障がい者支援計画」として一体的に策定し、障がい者福祉施策の総合的な推進を図ってまいりました。

そして、今回、現行の「第3期富士見市障がい者支援計画」の計画期間が平成30年3月に終了することから、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とした「第4期富士見市障がい者支援計画」を新たに策定いたしました。

この「第4期富士見市障がい者支援計画」では、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を包含させるとともに、「障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支えあうまち ふじみ」の理念のもと、障がい者福祉施策の更なる充実を図ってまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてアンケート調査にご協力をいただきました皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様、並びに富士見市地域自立支援協議会の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

富士見市長

星野光弘



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の対象と範囲	4
5 計画の策定体制	4
<b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b>	5
1 障がい者数などの推移	5
2 アンケート調査の結果	10
3 当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施結果	24
4 取り組むべき主な課題	28
<b>第3章 計画の理念と目標</b>	35
1 計画の理念	35
2 計画の目標	36
3 施策の体系	38
<b>第4章 施策の展開</b>	39
基本目標1 理解と交流の促進	39
基本目標2 相談・情報提供・権利擁護の充実	41
基本目標3 保健・医療サービスの充実	44
基本目標4 福祉サービスの充実	45
基本目標5 障がい児支援の充実	47
基本目標6 社会参加支援の充実	51
基本目標7 安心して暮らせるまちづくり	53
<b>第5章 障害福祉サービスの推進</b>	57
1 平成32年度の目標値（成果目標）	57
2 障害福祉サービスの見込み量と確保策	62
3 障害児通所支援等の見込み量と確保策	67
4 地域生活支援事業の見込み量と確保策	70
<b>第6章 計画の推進に向けて</b>	73
1 計画の推進のために	73
2 計画の点検と評価	74

<b>資料編</b>	<b>75</b>
1 用語解説	75
2 富士見市障害者施策推進協議会条例	78
3 富士見市地域自立支援協議会設置要綱	80
4 富士見市地域自立支援協議会委員名簿	82
5 富士見市障害者計画推進委員会設置要綱	83
6 ヒアリング調査にご協力いただいた団体・事業所一覧	85
7 策定経過	86

---

※「障害」の「害」の字については、マイナスのイメージにつながり、誤解や偏見を受けるおそれがあるため、本計画においては、原則「障がい」という表記で統一しています。ただし、法律・計画名や制度・施設名、その他固有名詞などについては、元の表記に従っています。

---

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景

富士見市では、「ソーシャルインクルージョン\*」「共生社会の実現」の理念のもとに、平成27年度から「第3期富士見市障がい者支援計画」をもとに障がい福祉を推進してきました。

国においては、障害者基本法や、障害者差別解消法など、国内法の整備が進められたほか、平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正予定となっており、障がい者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきています。

この度、これまでの市の取り組みに、新たな国の障がい者制度の動向を踏まえ、富士見市におけるさらなる障がい福祉のまちづくりを推進するため、「第4期富士見市障がい者支援計画」を策定するものです。

### 近年の障がい者施策の動向

平成24年10月	障害者虐待防止法 施行
平成25年4月	障害者総合支援法 施行（一部は平成26年4月施行） 障害者優先調達推進法 施行
平成26年1月	障害者権利条約 批准
平成26年4月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行
平成27年1月	難病*の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成28年4月	障害者差別解消法 施行 改正障害者雇用促進法 施行
平成28年6月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 公布（平成30年4月施行）
平成28年8月	発達障害者支援法の一部を改正する法律 施行

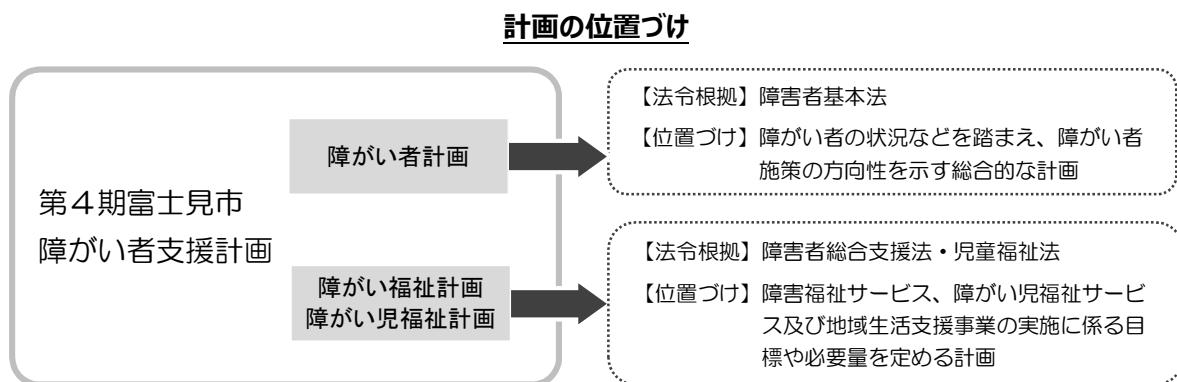
\*ソーシャルインクルージョン：障がいのある人を社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助けあって生きていこうという考え方。

\*難病：治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病。平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がいのある人の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援などの対象となった。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「障がい者計画」と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービスなどの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保の方策などを示す「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の性質を併せ持つ計画です。



### 障害者基本法における障害者計画の位置づけ

(障害者基本計画等)

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### 障害者総合支援法における障害福祉計画の位置づけ

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

（4～5略）

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

## 児童福祉法における障害児福祉計画の位置づけ

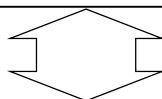
- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (4～5略)
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

## (2)各種計画における位置づけ

市の最上位計画となる「富士見市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「地域福祉計画」の基本理念や考え方を共有した計画として位置づけます。また、各種関連計画と調和を保った計画として策定します。

## 各種計画における位置づけ

富士見市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）



地域福祉計画

障がい者支援計画

高齢者福祉計画・  
介護保険事業計画

子ども・子育て  
支援事業計画

その他計画  
(地域防災計画など)

基本的理念・考え方の共有

※富士見市地域福祉計画【改訂版】（平成27年度～平成31年度）をもとに作成

## 3 計画の期間

本計画の期間は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年とします。

計画の期間					
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第3期計画 (第4次障がい者計画・第4期障がい福祉計画)			第4期計画 (第5次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画)		

## 4 計画の対象と範囲

本計画においては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい\*、高次脳機能障がい\*を含む）、難病、その他の心身の機能の障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、障がいのある人を対象に、生活実態やニーズなどを把握することを目的に実態調査を実施するとともに、障がい者団体や障がい者施設、サービス事業者、ボランティア団体などからのヒアリングや意見交換会を行い、意見や課題などを把握し、計画に反映しました。

また、市の施策の実施状況などについては、庁内の関係各課から実施状況の評価、今後の課題や取り組みの方向性について検討し、実態に即した見直しを図りました。

さらに、計画策定の過程でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映して策定しました。

\***発達障がい**：発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいが対象とされている。具体的には、自閉症スペクトラム（自閉症、アスペルガー症候群など）、その他の広汎性発達障がい、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがこれに含まれる。

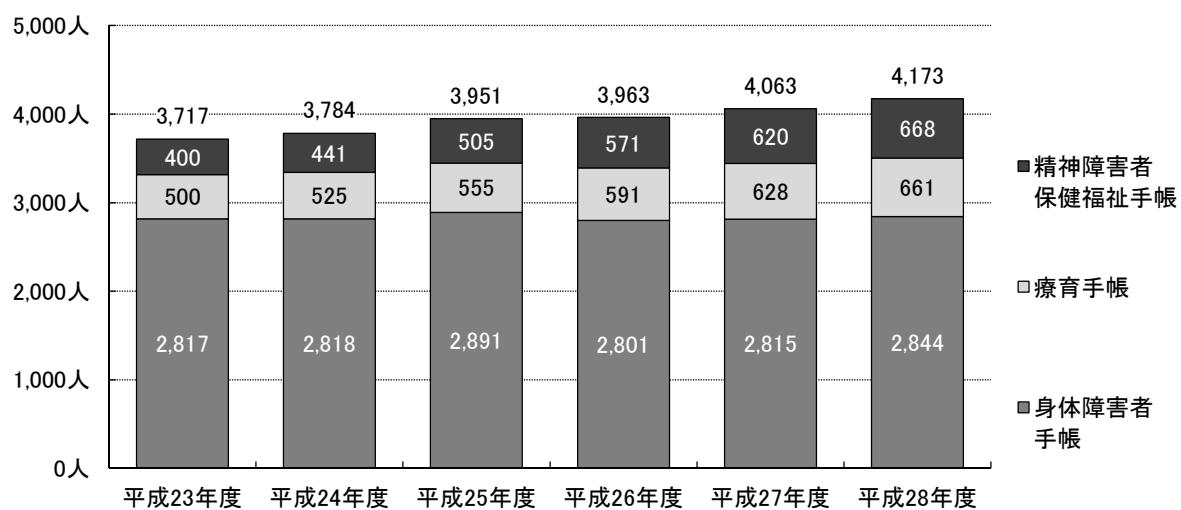
\***高次脳機能障がい**：外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいのこと。

## 1 障がい者数などの推移

### (1) 人口と障がい者数

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成23年度以降増加傾向にあり、平成28年度末には4,173人となっています。また、総人口に対する割合は、身体障害者手帳所持者でほぼ横ばいで推移しており、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移



障害者手帳所持者の総人口に対する割合

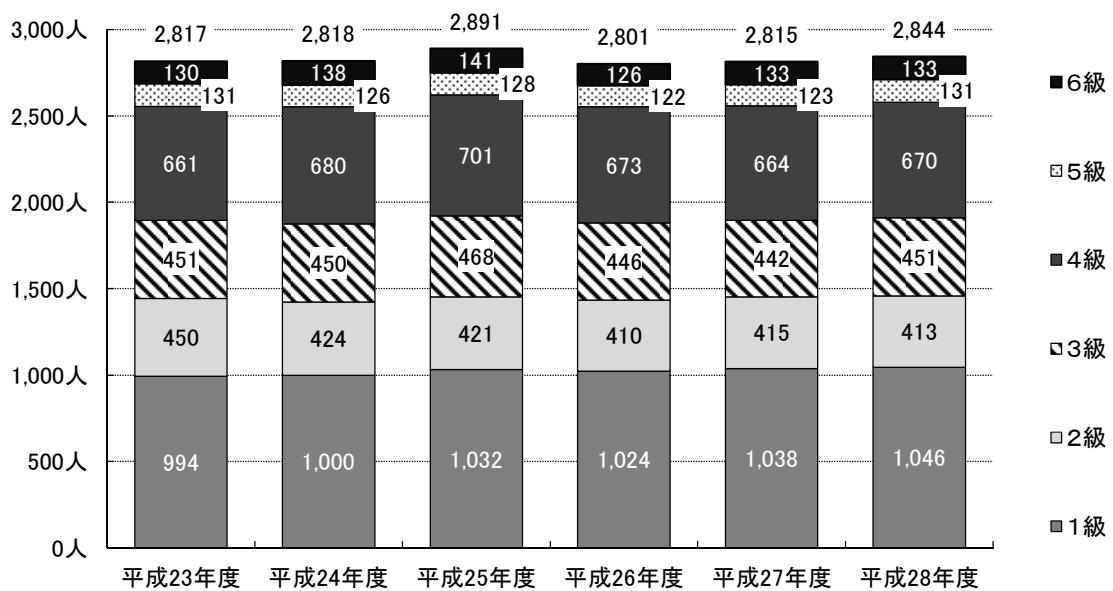
単位:人 下段は総人口に対する割合	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	2,817	2,818	2,891	2,801	2,815	2,844
身体障害者手帳	2.61%	2.61%	2.65%	2.56%	2.56%	2.57%
	0.46%	0.49%	0.51%	0.54%	0.57%	0.60%
精神障害者 保健福祉手帳	400	441	505	571	620	668
	0.37%	0.41%	0.46%	0.52%	0.56%	0.60%
合計	3,717	3,784	3,951	3,963	4,063	4,173
	3.45%	3.50%	3.63%	3.62%	3.69%	3.77%
総人口	107,735	107,990	108,895	109,395	110,174	110,650

※各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳（外国人人口含む）

## (2) 身体障がい者数

身体障害者手帳所持者数についてみると、近年ほぼ横ばいで推移しており、平成28年度では2,844人となっています。等級については、平成28年度で、1級が1,046人(全体の36.78%)で最も多く、次いで4級が670人(23.56%)と多くなっています。

**身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）**



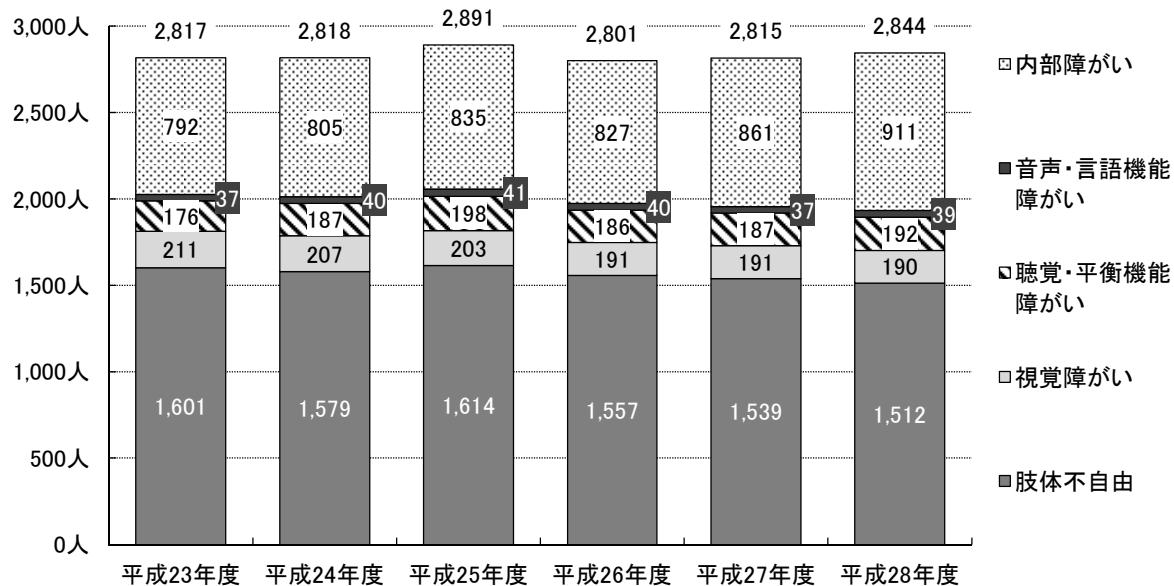
**身体障害者手帳所持者数（等級別）の構成割合**

単位:人 下段は合計に対する割合	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	994	1,000	1,032	1,024	1,038	1,046
	35.29%	35.49%	35.70%	36.56%	36.87%	36.78%
2級	450	424	421	410	415	413
	15.97%	15.05%	14.56%	14.64%	14.74%	14.52%
3級	451	450	468	446	442	451
	16.01%	15.97%	16.19%	15.92%	15.70%	15.86%
4級	661	680	701	673	664	670
	23.46%	24.13%	24.25%	24.03%	23.59%	23.56%
5級	131	126	128	122	123	131
	4.65%	4.47%	4.43%	4.36%	4.37%	4.61%
6級	130	138	141	126	133	133
	4.61%	4.90%	4.88%	4.50%	4.72%	4.68%
合計	2,817	2,818	2,891	2,801	2,815	2,844

※各年度3月31日現在

障がい部位別の状況は、平成28年度では肢体不自由が1,512人（全体の53.16%）で最も多くなっています。次いで、内部障がい\*が911人（全体の32.03%）となっており、全体に占める割合が増加しています。

### 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



### 身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）の構成割合

単位:人 下段は合計に対する割合	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
肢体不自由	1,601	1,579	1,614	1,557	1,539	1,512
	56.83%	56.03%	55.83%	55.59%	54.67%	53.16%
視覚障がい	211	207	203	191	191	190
	7.49%	7.35%	7.02%	6.82%	6.79%	6.68%
聴覚・平衡機能障がい	176	187	198	186	187	192
	6.25%	6.64%	6.85%	6.64%	6.64%	6.75%
音声・言語機能障がい	37	40	41	40	37	39
	1.31%	1.42%	1.42%	1.43%	1.31%	1.37%
内部障がい	792	805	835	827	861	911
	28.12%	28.57%	28.88%	29.53%	30.59%	32.03%
合計	2,817	2,818	2,891	2,801	2,815	2,844

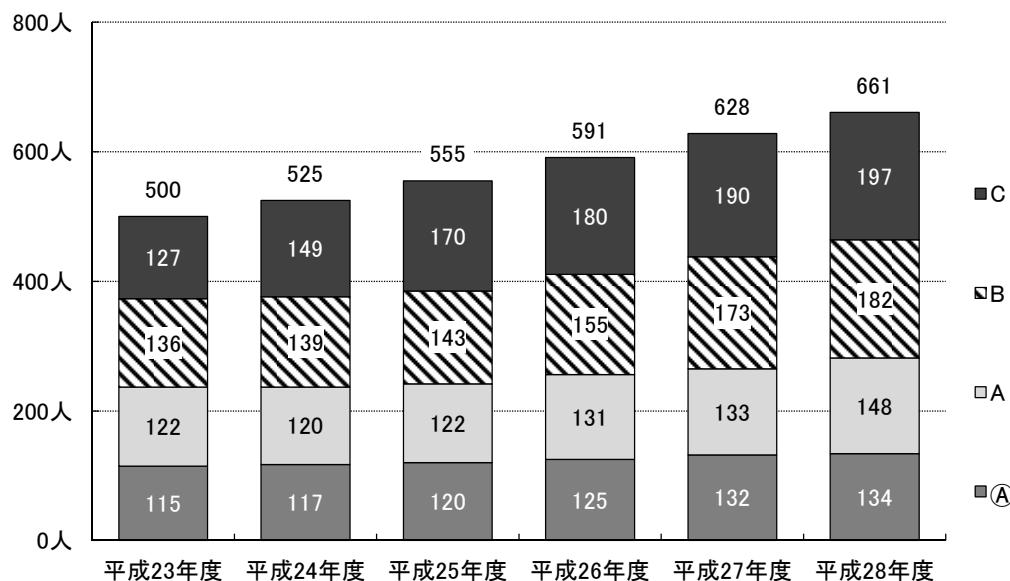
※各年度3月31日現在

\*内部障がい：身体内部の臓器に障がいがあること。身体障害者福祉法においては、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（HIV感染症）、肝臓機能障がいの7つが該当する。

### (3) 知的障がい者数

療育手帳所持者数についてみると、近年増加傾向にあり、平成28年度では661人となっています。手帳の等級別では、Ⓐが134人（全体の20.27%）、Aが148人（全体の22.39%）、Bが182人（全体の27.53%）、Cが197人（全体の29.80%）となっています。平成23年度と比較するとCの占める割合が多くなっています。

**療育手帳所持者数の推移（等級別）**



**療育手帳所持者数（等級別）の構成割合**

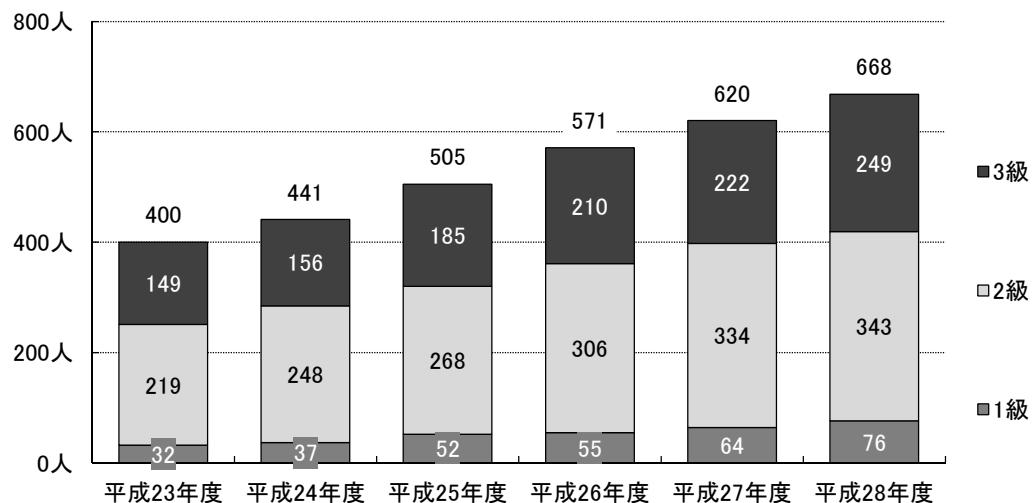
単位:人 下段は合計に対する割合	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
Ⓐ(最重度)	115	117	120	125	132	134
	23.00%	22.29%	21.62%	21.15%	21.02%	20.27%
A(重度)	122	120	122	131	133	148
	24.40%	22.86%	21.98%	22.17%	21.18%	22.39%
B(中度)	136	139	143	155	173	182
	27.20%	26.48%	25.77%	26.23%	27.55%	27.53%
C(軽度)	127	149	170	180	190	197
	25.40%	28.38%	30.63%	30.46%	30.25%	29.80%
合計	500	525	555	591	628	661

※各年度3月31日現在

#### (4)精神障がい者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数についてみると、近年増加傾向にあり、平成28年度では668人となっています。手帳の等級別では、1級が76人（全体の11.38%）、2級が343人（全体の51.35%）、3級が249人（全体の37.28%）となっています。平成23年度と比較すると1級の占める割合が多くなっています。

**精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）**



**精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の構成割合**

単位:人 下段は合計に対する割合	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	32	37	52	55	64	76
	8.00%	8.39%	10.30%	9.63%	10.32%	11.38%
2級	219	248	268	306	334	343
	54.75%	56.24%	53.07%	53.59%	53.87%	51.35%
3級	149	156	185	210	222	249
	37.25%	35.37%	36.63%	36.78%	35.81%	37.28%
合計	400	441	505	571	620	668

※各年度3月31日現在

## 2 アンケート調査の結果

### (1) 調査概要

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用実態及びご要望・ご意見などを把握することを目的として実施しました。

アンケート調査の概要

対象者	実施時期	実施方法	回収結果
富士見市内在住の障害者手帳所持者、自立支援医療給付の受給者、難病などの対象疾病の該当者のうち、無作為に抽出した3,000人	平成29年8月	郵送配布 郵送回収	有効回収件数 1,772件 (有効回収率59.1%)

※グラフ・表中の「n」は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

※障がい別の集計は、アンケートにおいて、身体障がい、知的障がい、精神障がいでは各障害者手帳を所持していると回答した人を、難病では難病の診断を受けていると回答した人について集計しています。また、障がいを重複して持っている方は、両方に集計しているため、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病のn値（サンプル数）の合計は全体のn値とは異なります。

### (2) 調査結果まとめ

#### ① 本人（調査対象者）について

##### ○本人の年齢（単数回答）

本人の年齢については、全体では「65～74歳」が、身体障がい・難病では「65～74歳」が、知的障がいでは「6～18歳」が、精神障がいでは「50～64歳」がそれぞれ最も高くなっています。

単位:%	n	0～5歳	6～18歳	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
全体	1,772	1.6	5.6	6.4	7.1	11.3	19.9	<b>26.0</b>	19.6	2.4
身体障がい	1,186	1.2	1.8	2.2	3.2	7.3	21.0	<b>34.8</b>	27.5	1.1
知的障がい	294	5.8	<b>27.6</b>	22.4	13.6	13.9	11.2	2.4	2.0	1.0
精神障がい	228	0.9	3.1	9.6	25.0	26.8	<b>28.1</b>	3.1	2.6	0.9
難病	199	2.5	5.0	4.5	6.0	17.6	19.1	<b>29.1</b>	16.1	-

## ○現在の生活の場所（単数回答）

現在の生活の場所については、いずれも「自宅（持ち家・ご家族の持ち家）」が最も高くなっています。また、知的障がいでは「福祉施設に入所中」が、精神障がいでは「自宅（賃貸住宅）」が他の障がいに比べて高くなっています。

単位:%	n	自宅(持ち家・ご家族の持ち家)	自宅(賃貸住宅)	グループホーム*	病院に入院中	福祉施設に入所中	その他	無回答
全体	1,772	<b>70.1</b>	20.3	1.3	2.5	3.4	0.4	2.0
身体障がい	1,186	<b>72.8</b>	19.3	0.8	2.6	3.3	0.5	0.7
知的障がい	294	<b>66.0</b>	18.7	5.4	0.3	8.8	0.0	0.7
精神障がい	228	<b>61.8</b>	26.8	1.3	6.6	3.1	0.4	0.0
難病	199	<b>73.4</b>	23.1	0.5	0.0	3.0	0.0	0.0

## ○診断を受けている障がいや疾病（複数回答）

診断を受けている障がいや疾病については、全体では「肢体不自由」が最も高く、次いで「内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器など）」、「知的障がい」となっています。

また、持っている手帳の種類以外の障がいや疾病を持っている場合が一定数あることがうかがえます。

単位:%	n	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器など）	知的障がい
全体	1,772	5.4	5.2	3.5	<b>25.4</b>	20.0	13.5
身体障がい	1,186	7.6	7.0	4.7	<b>36.8</b>	27.8	3.3
知的障がい	294	1.0	2.0	4.4	9.9	3.7	<b>75.5</b>
精神障がい	228	1.3	2.2	0.9	3.9	2.6	10.1
難病	199	6.0	2.5	1.5	18.1	9.0	5.0
単位:%	n	精神障がい	難病（特定疾患）	高次脳機能障がい	発達障がい	その他	無回答
全体	1,772	12.1	11.2	2.4	6.1	5.5	13.1
身体障がい	1,186	3.5	9.4	3.2	0.8	5.9	13.5
知的障がい	294	7.8	5.1	0.0	26.2	5.8	6.8
精神障がい	228	<b>78.1</b>	5.3	1.8	14.9	4.4	5.3
難病	199	5.5	<b>100.0</b>	0.0	3.0	1.0	0.0

## ○あるとよいと感じる難病に対する支援（記述回答）

あるとよいと感じる難病に対する支援については、以下のような意見が挙げされました。

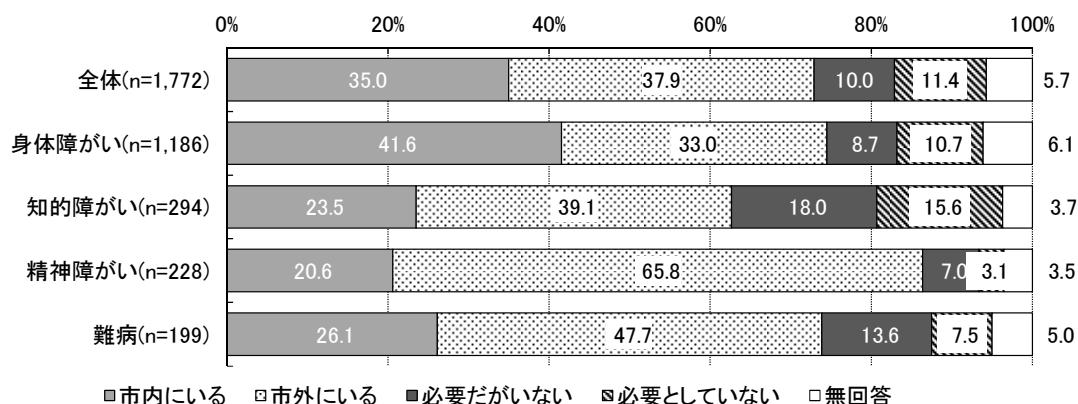
- |                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ○特定疾患患者見舞金や医療費補助などの経済的支援。        | ○突発性の疾患への対応や吸引など専門的な対応ができる事業所。 |
| ○病状を勉強する機会（講演会など）。               |                                |
| ○市内の医療機関や往診可能な医療機関の増加。           | ○送迎やタクシー券など移動に関する支援。           |
| ○病院の紹介や体調の相談窓口、病院や会社などとの話しあいの介入。 | ○後遺症に対する治療支援。                  |
|                                  | ○手続きの簡素化。                      |

\*グループホーム：家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことという。

## ② 保健・医療について

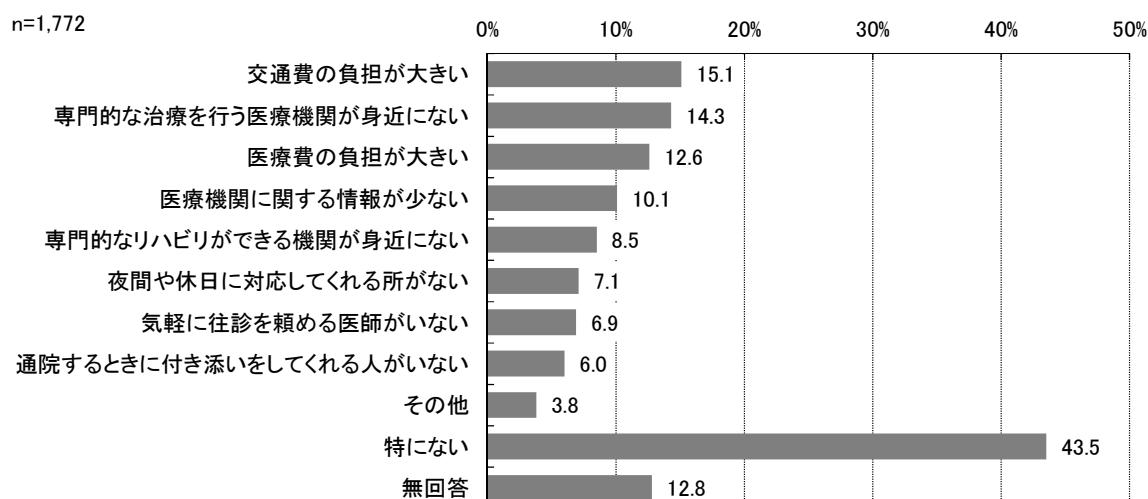
### ○日常的に診療や相談などを受けられる医師の存在（単数回答）

日常的に診療や相談などを受けられる医師の存在については、全体では「市外にいる」が最も高くなっています。また、身体障がいで「市内にいる」が最も高くなっているほか、知的障がいでは「必要だがいない」が他の障がいに比べて高くなっています。



### ○医師の診療や定期健診、リハビリを受けるにあたって困ること（複数回答）

医師の診療や定期健診、リハビリを受けるにあたって困ることについては、全体では「特にならない」が最も高く、次いで「交通費の負担が大きい」、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」となっています。また、難病では「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が最も高くなっています。

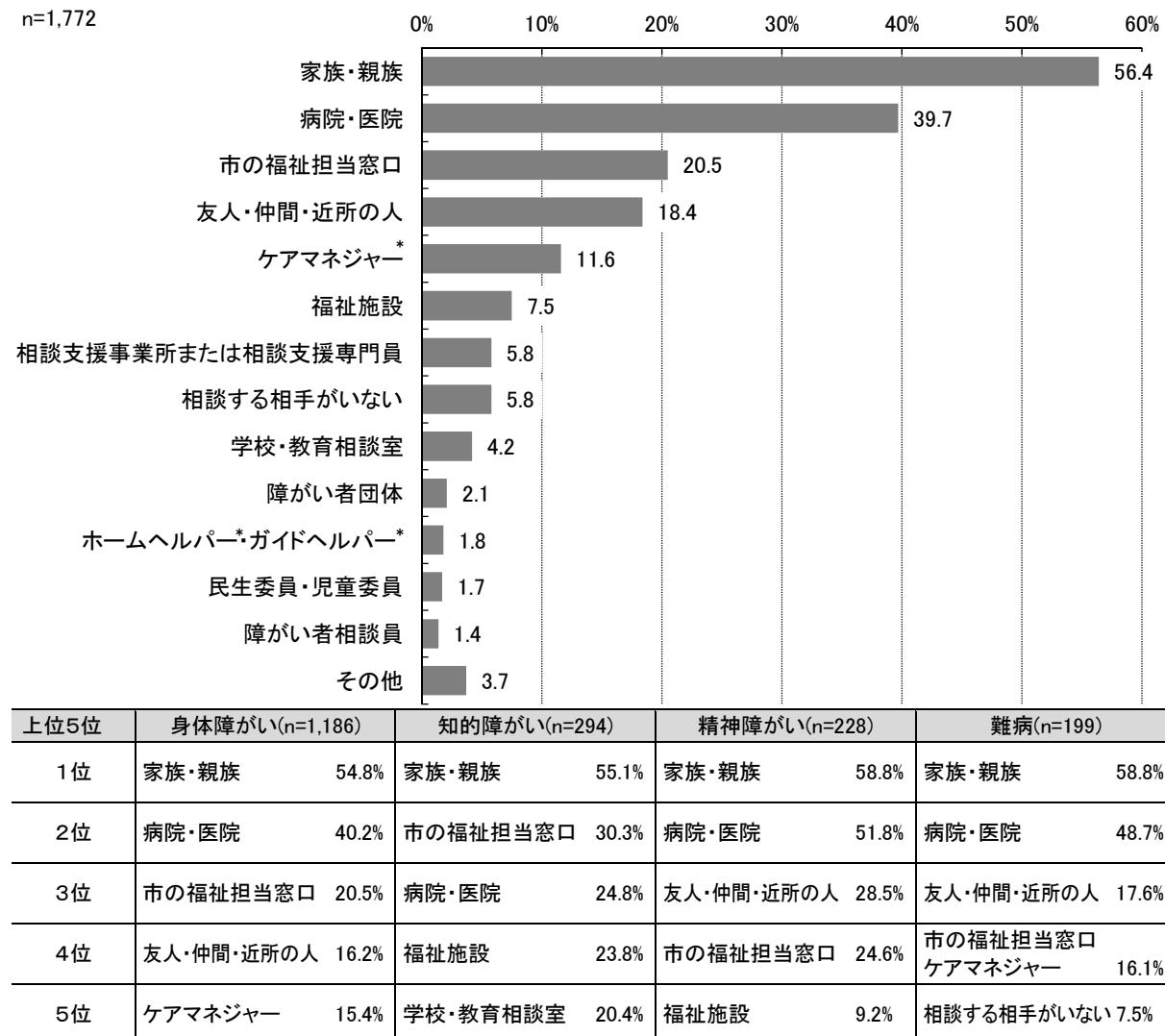


上位5位	身体障がい(n=1,186)	知的障がい(n=294)	精神障がい(n=228)	難病(n=199)
1位	特にない 45.4%	特にない 34.0%	特にない 39.0%	専門的な治療を行う医療機関が身近にない 30.7%
2位	交通費の負担が大きい 14.0%	専門的な治療を行う医療機関が身近にない 23.8%	交通費の負担が大きい 20.2%	交通費の負担が大きい 29.6%
3位	専門的な治療を行う医療機関が身近にない 11.9%	医療機関に関する情報が少ない 19.4%	医療費の負担が大きい 18.4%	医療費の負担が大きい 26.6%
4位	医療費の負担が大きい 11.5%	専門的なリハビリができる機関が身近にない 13.6%	専門的な治療を行う医療機関が身近にない 16.7%	特にない 25.6%
5位	専門的なリハビリができる機関が身近にない 8.8%	夜間や休日に対応してくれる所がない 9.2%	医療機関に関する情報が少ない 15.8%	専門的なリハビリができる機関が身近にない 14.1%

### ③ 相談や情報入手について

#### ○相談先（複数回答）

困ったときや、相談したいことがあったときの相談先については、全体では「家族・親族」が最も高く、次いで「病院・医院」、「市の福祉担当窓口」となっています。また、知的障がいでは「市の福祉担当窓口」が他の障がいに比べて高くなっています。



\*ケアマネジャー：本人の状態や状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、アセスメントやケアプランの作成、モニタリングを行うサービス及びその事業者のこと。

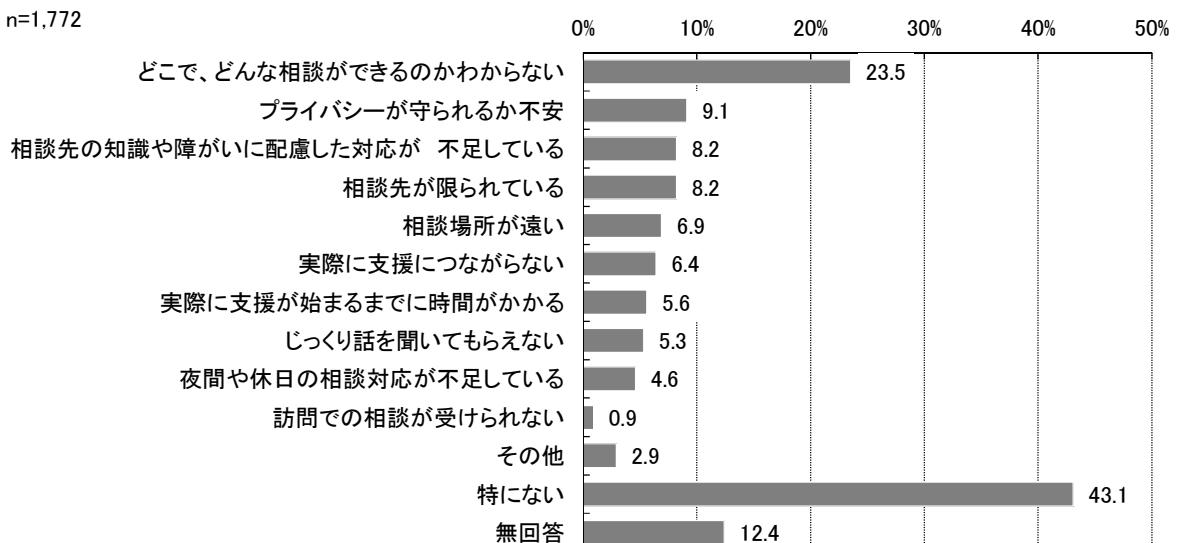
\*ホームヘルパー：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス及びその事業者のこと。

\*ガイドヘルパー：単独で外出することが困難な人への歩行や車いすの介助、外出先での食事の介助などを行うサービス及びその事業者のこと。

## ○悩み事や心配事を相談する場合に不便に感じていること（複数回答）

悩み事や心配事を相談する場合に不便に感じていることについては、全体では「特にない」が最も高く、次いで「どこで、どんな相談ができるのかわからない」となっています。また、身体障がいでは「プライバシーが守られるか不安」が、知的障がいでは「相談先の知識や障がいに配慮した対応が不足している」が、精神障がいでは「相談場所が遠い」が、難病では「相談先が限られている」がそれぞれ上位にきています。

n=1,772



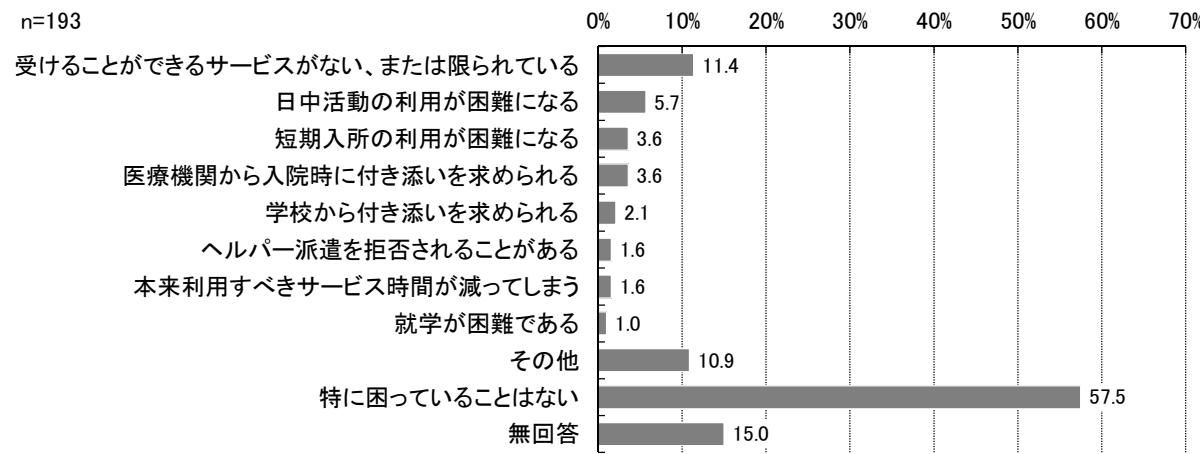
上位3位	身体障がい(n=1,186)	知的障がい(n=294)	精神障がい(n=228)	難病(n=199)
1位	特にない 46.0%	特にない 34.7%	特にない 29.4%	特にない 37.2%
2位	どこで、どんな相談ができるのかわからない 21.7%	どこで、どんな相談ができるのかわからない 23.8%	どこで、どんな相談ができるのかわからない 27.2%	どこで、どんな相談ができるのかわからない 29.1%
3位	プライバシーが守られるか不安 8.8%	相談先の知識や障がいに配慮した対応が不足している 17.0%	相談場所が遠い 17.1%	相談先が限られている 10.1%

## ④ 医療的ケアについて

### ○医療的ケアに関して困っていること（複数回答）

日常生活の中で、医療的ケアに関して困っていることについては、全体では「特に困っていないことはない」が最も高く、次いで「受けることができるサービスがない、または限られている」となっています。

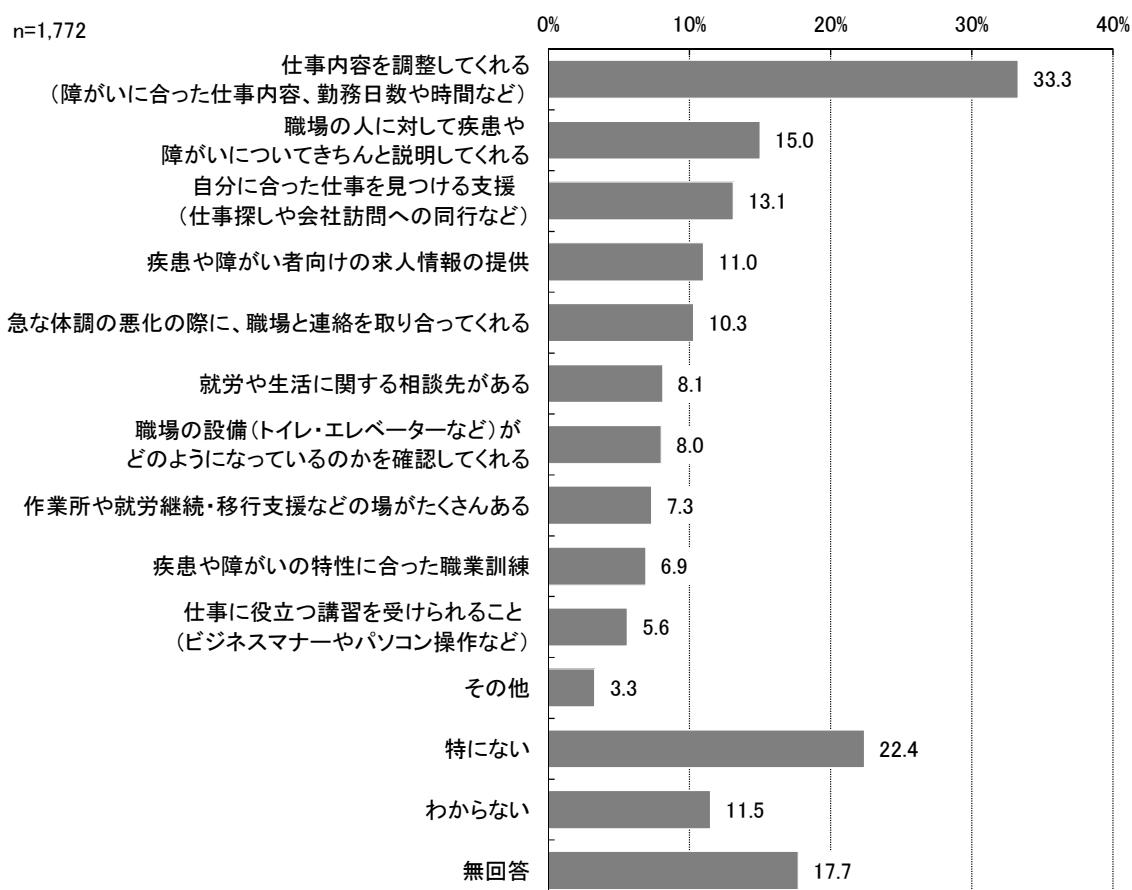
n=193



## ⑤ 日中の活動や仕事の状況について

### ○働く際、あつたらよいと思う支援（複数回答）

働く際、あつたらよいと思う支援については、全体では「仕事内容を調整してくれる（障がいに合った仕事内容、勤務日数や時間など）」が最も高く、次いで「特ない」「職場の人に対して疾患や障がいについてきちんと説明してくれる」となっています。また、知的障がいでは「作業所や就労継続・移行支援などの場がたくさんある」が、精神障がいでは「自分に合った仕事を見つける支援」が上位となっています。

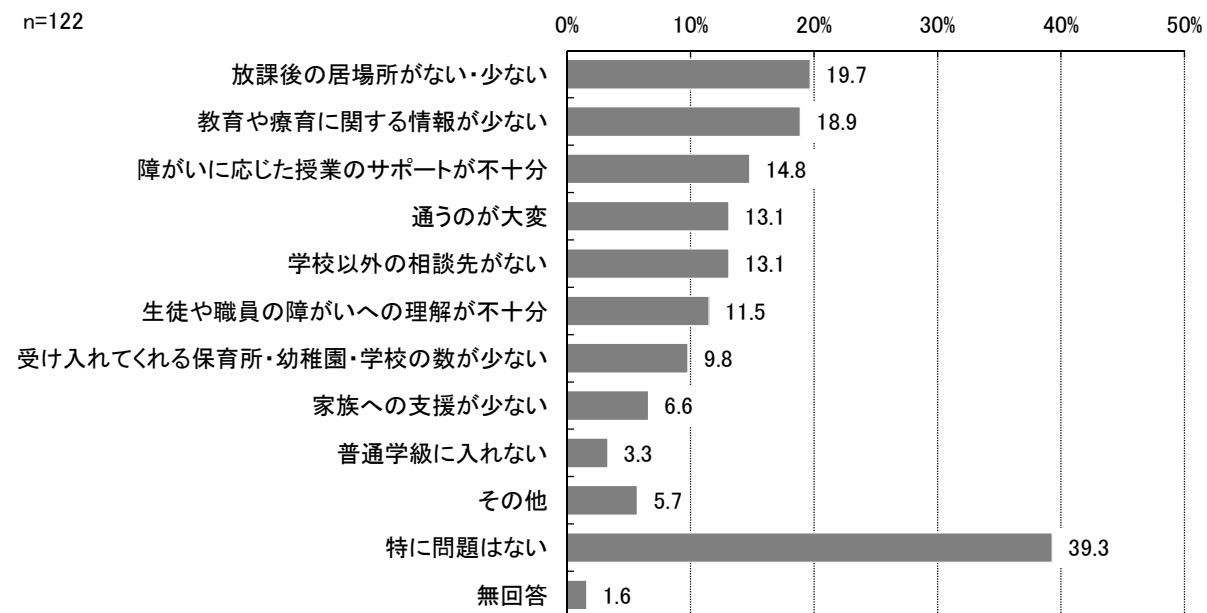


上位5位	身体障がい(n=1,186)	知的障がい(n=294)	精神障がい(n=228)	難病(n=199)
1位	仕事内容を調整してくれる 27.2%	仕事内容を調整してくれる 46.3%	仕事内容を調整してくれる 49.6%	仕事内容を調整してくれる 34.2%
2位	特ない 27.1%	作業所や就労継続・移行支援 などの場がたくさんある 30.6%	自分に合った仕事を見つ ける支援 24.1%	特ない 20.6%
3位	わからない 12.0%	自分に合った仕事を見つ ける支援 24.8%	職場の人に対して疾患や 障がいについてきちんと説 明してくれる 22.8%	職場の人に対して疾患や 障がいについてきちんと説 明してくれる 疾患や障がい者向けの求 人情報の提供 16.6%
4位	職場の人に対して疾患や 障がいについてきちんと説 明してくれる 11.5%	職場の人に対して疾患や 障がいについてきちんと説 明してくれる 22.1%	疾患や障がい者向けの求 人情報の提供 18.9%	急な体調の悪化の際に、 職場と連絡を取り合ってく れる 15.1%
5位	職場の設備がどのよう に なっているのかを確認して くれる 10.0%	疾患や障がいの特性に合 った職業訓練 17.0%	就労や生活に関する相談 先がある 18.0%	わから ない 12.0%

## ⑥ 通園・通学について

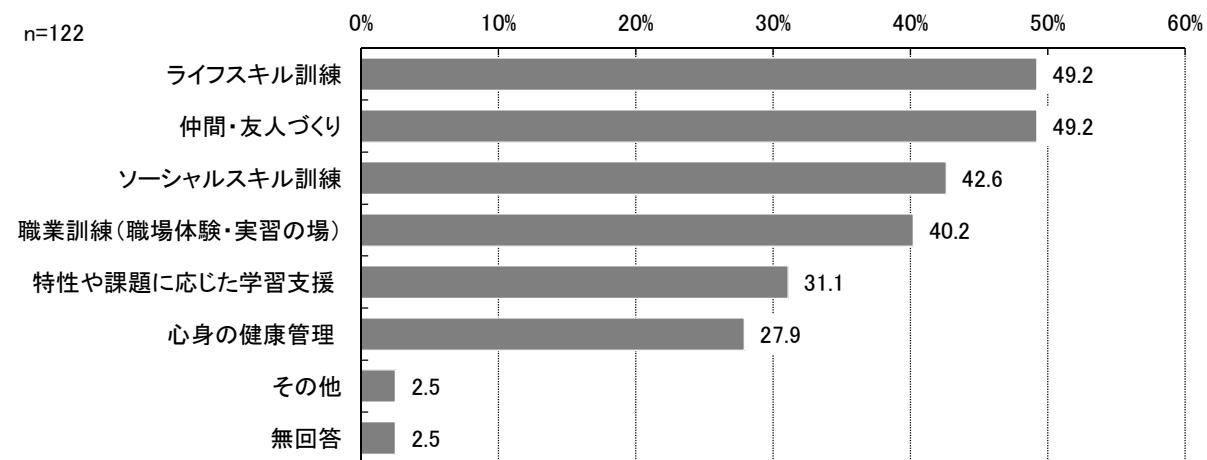
### ○通園・通学などで困っていること（複数回答）

通園・通学などで困っていることについては、全体では「特に問題はない」が最も高く、次いで「放課後の居場所がない・少ない」「教育や療育に関する情報が少ない」となっています。



### ○卒業後、地域で日常生活を送るために必要だと思うこと（複数回答）

卒業後、地域で日常生活を送るために必要だと思うことについては、全体では「ライフスキル\*訓練」「仲間・友人づくり」が最も高く、次いで「ソーシャルスキル\*訓練」「職業訓練（職場体験・実習の場）」となっています。



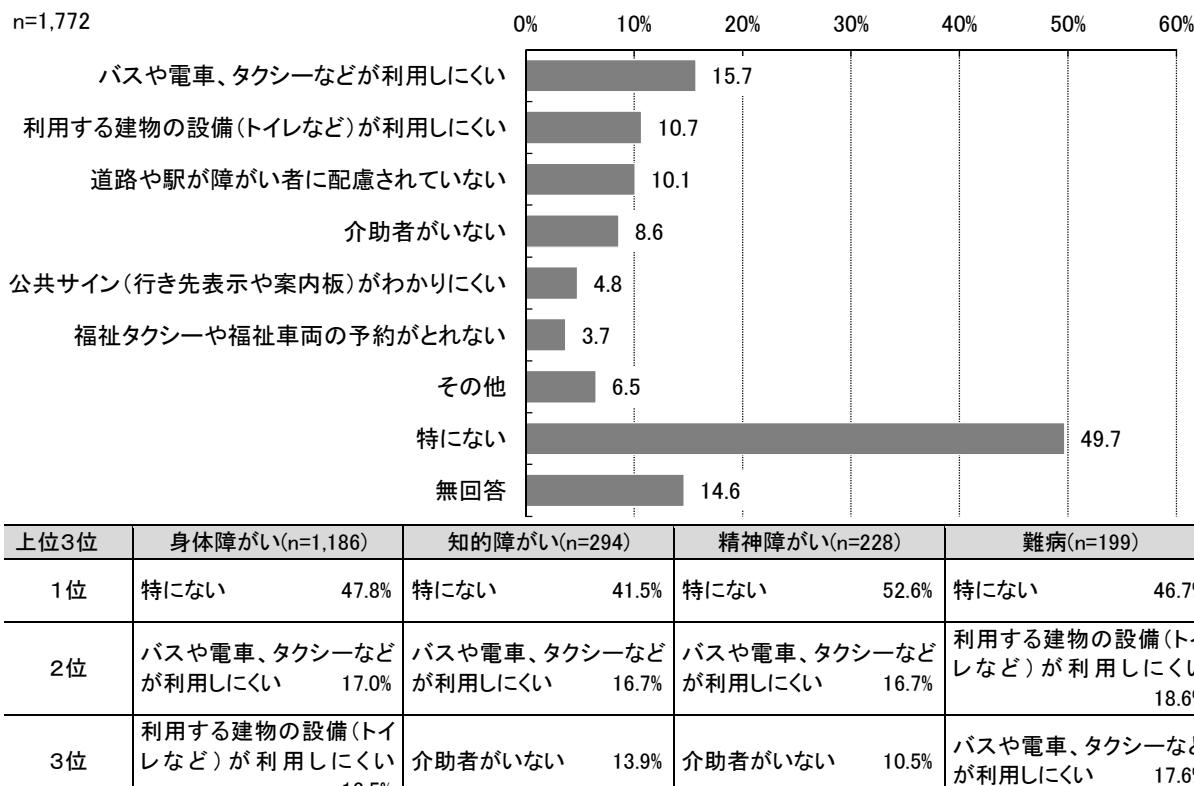
\***ライフスキル**：移動や買い物、福祉サービスの利用方法など、日常生活に必要な能力。

\***ソーシャルスキル**：社会生活を送る上で人との関係を確立するためのコミュニケーション能力。

## ⑦ 外出について

### ○外出時に困ること（複数回答）

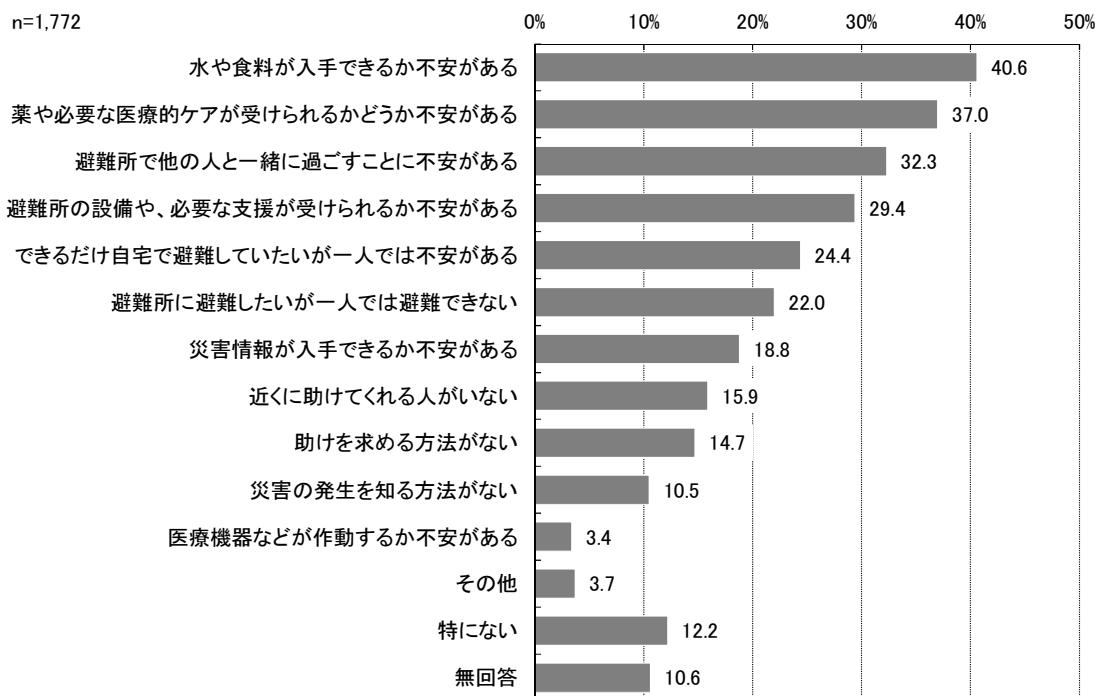
外出時に困ることについては、全体では「特がない」が最も高く、次いで「バスや電車、タクシーなどが利用しにくい」「利用する建物の設備（トイレなど）が利用しにくい」となっています。また、身体障がい・難病では「利用する建物の設備（トイレなど）が利用しにくい」が、知的障がい・精神障がいでは「介助者がいない」が上位となっています。



## ⑧ 災害時の対応について

### ○大地震などの災害が発生した場合、困ることや不安なこと（複数回答）

大地震などの災害が発生した場合、困ることや不安なことについては、全体では「水や食料が入手できるか不安がある」が最も高く、次いで「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある」「避難所で他の人と一緒に過ごすことに不安がある」となっています。また、知的障がいでは「避難所に避難したいが一人では避難できない」が上位となっています。

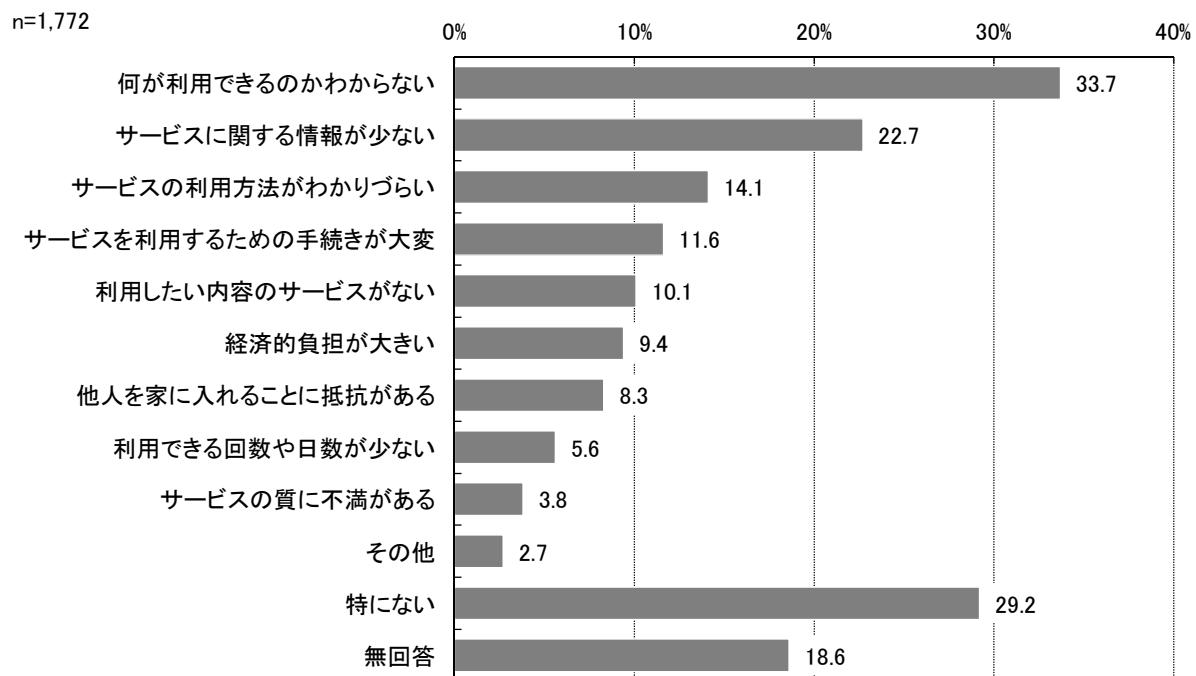


上位5位	身体障がい(n=1,186)	知的障がい(n=294)	精神障がい(n=228)	難病 (n=199)
1位	水や食料が入手できるか不安がある 39.1%	避難所で他の人と一緒に過ごすことに不安がある 51.0%	薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある 50.0%	薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある 52.3%
2位	薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある 38.4%	水や食料が入手できるか不安がある 43.9%	水や食料が入手できるか不安がある 47.4%	水や食料が入手できるか不安がある 40.7%
3位	避難所の設備や、必要な支援が受けられるか不安がある 29.4%	避難所に避難したいが一人では避難できない 42.2%	避難所の設備や、必要な支援が受けられるか不安がある 28.1%	避難所の設備や、必要な支援が受けられるか不安がある 31.7%
4位	避難所で他の人と一緒に過ごすことに不安がある 26.6%	避難所の設備や、必要な支援が受けられるか不安がある 35.7%	できるだけ自宅で避難してみたいが一人では不安がある 22.4%	避難所で他の人と一緒に過ごすことに不安がある 27.1%
5位	できるだけ自宅で避難してみたいが一人では不安がある 23.6%	できるだけ自宅で避難してみたいが一人では不安がある 29.9%	災害情報が入手できるか不安がある 19.3%	避難所に避難したいが一人では避難できない 26.6%

## ⑨ サービスの利用などについて

### ○障害福祉サービスの利用の際に困ったり不便だと思うこと（複数回答）

障害福祉サービスの利用の際に困ったり不便だと思うことについては、全体では「何が利用できるのかわからない」が最も高く、次いで「特ない」「サービスに関する情報が少ない」となっています。また、知的障がいで「サービスを利用するための手続きが大変」が、精神障がいで「他人を家に入れることに抵抗がある」が他の障がいに比べて高くなっています。

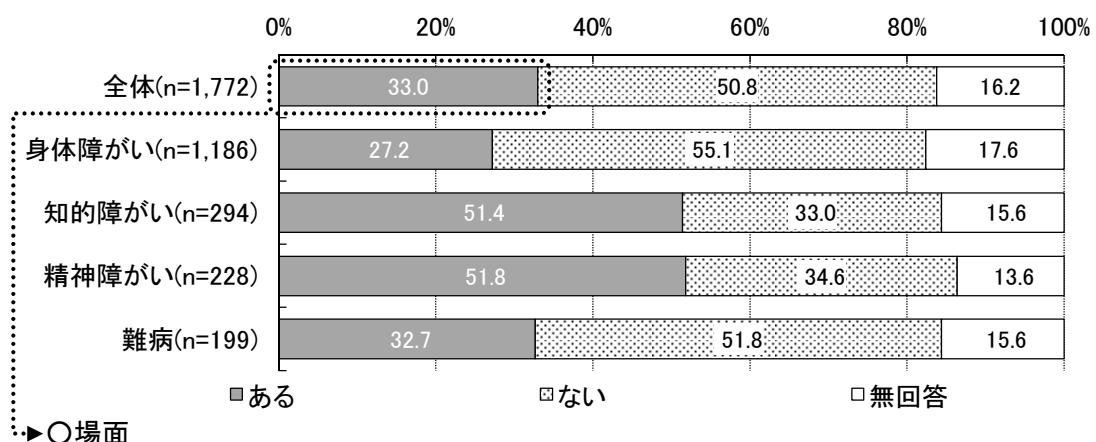


上位5位	身体障がい(n=1,186)	知的障がい(n=294)	精神障がい(n=228)	難病(n=199)
1位	何が利用できるのかわからない 33.9%	特ない 28.9%	何が利用できるのかわからない 42.5%	何が利用できるのかわからない 40.7%
2位	特ない 29.4%	何が利用できるのかわからない 26.9%	サービスに関する情報が少ない 26.8%	サービスに関する情報が少ない 27.6%
3位	サービスに関する情報が少ない 22.3%	サービスに関する情報が少ない 21.8%	特ない 23.2%	特ない 23.6%
4位	サービスの利用方法がわかりづらい 13.8%	サービスを利用するための手続きが大変 20.4%	他人を家に入れることに抵抗がある 17.5%	サービスの利用方法がわかりづらい 16.1%
5位	利用したい内容のサービスがない 10.0%	サービスの利用方法がわかりづらい 17.0%	サービスの利用方法がわかりづらい 15.8%	サービスを利用するための手続きが大変 13.1%

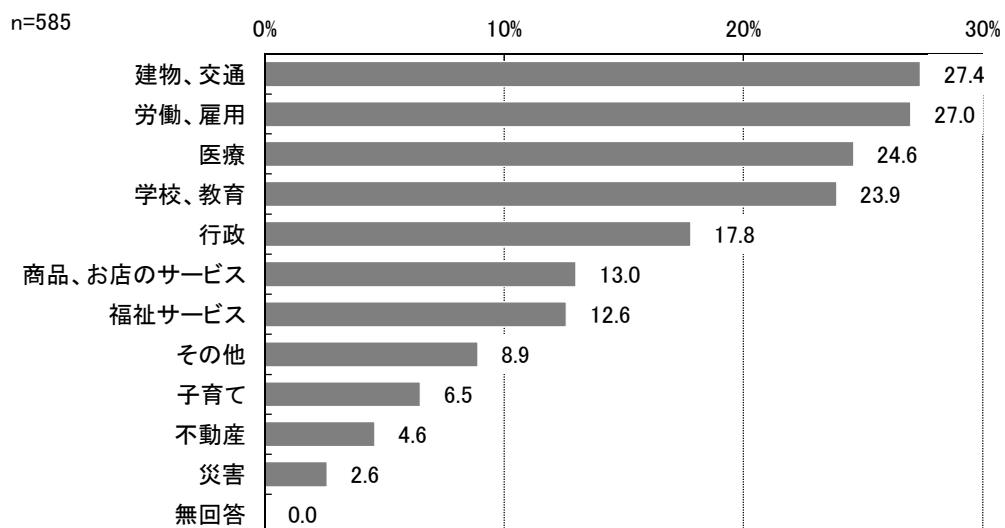
## ⑩ 障がい者への差別や配慮について

### ○差別を受けたと思ったこと、いやな思いをしたこと、配慮がなくて困ったこと（複数回答）

差別を受けたと思ったこと、いやな思いをしたこと、配慮がなくて困ったことの経験については、全体では「ない」が「ある」を上回っていますが、知的障がい・精神障がいでは「ある」が「ない」を上回っています。また、その場面については、全体では「建物、交通」が最も高く、次いで「労働、雇用」となっています。

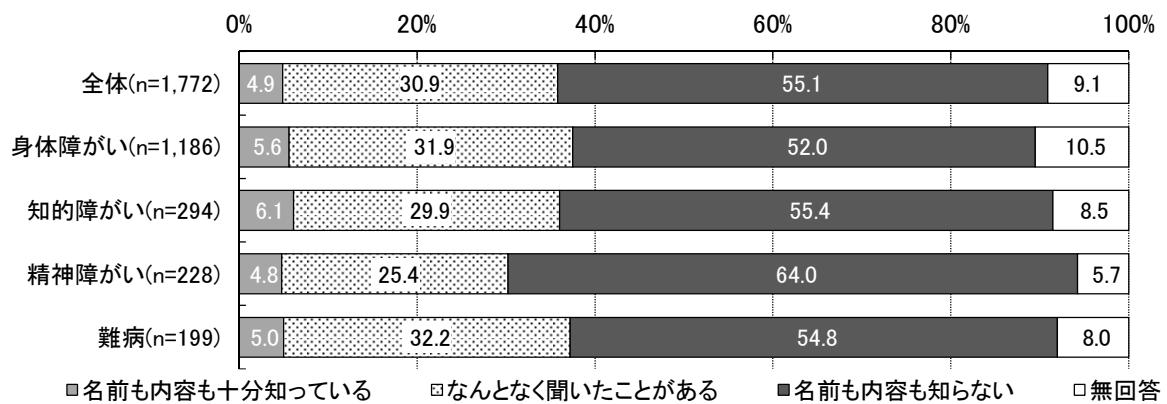


### ○場面



## ○障害者差別解消法の認知度（単数回答）

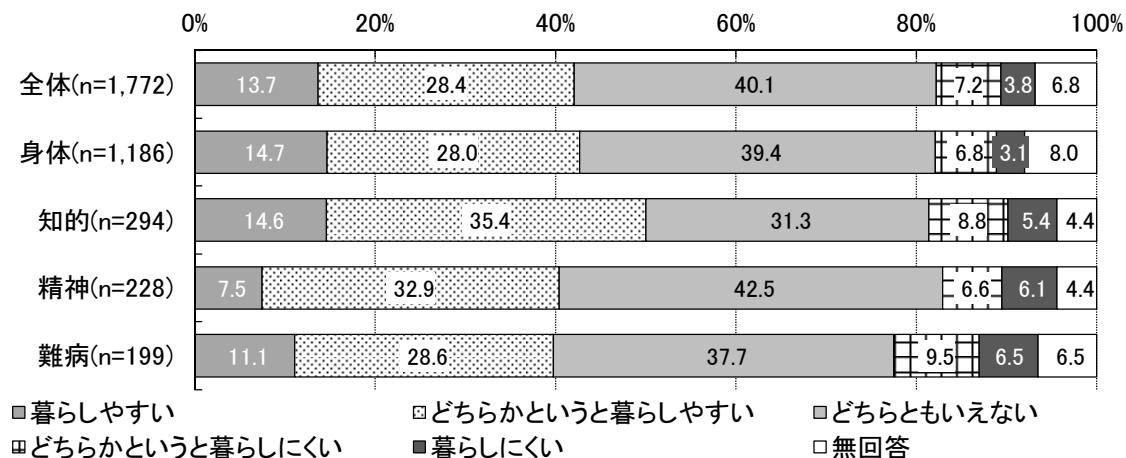
障害者差別解消法の認知度については、「名前も内容も知らない」が最も高く、次いで「なんとなく聞いたことがある」「名前も内容も十分知っている」となっています。また、精神障がいでは「名前も内容も知らない」が他の障がいに比べて高くなっています。



## ⑪ 障がい福祉施策全般について

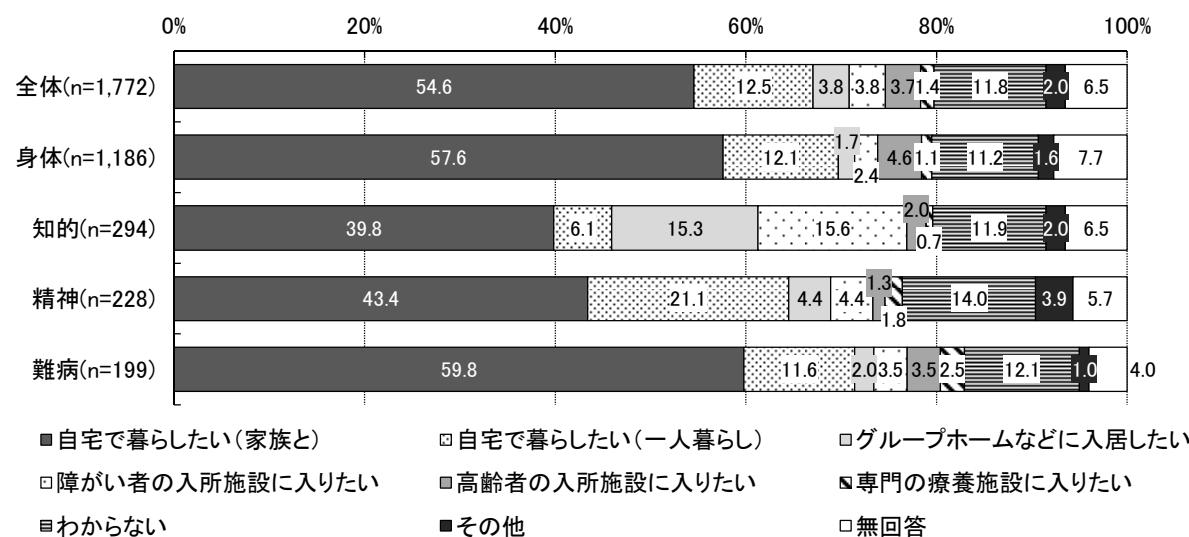
### ○富士見市の暮らしやすさ（単数回答）

現在の富士見市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「どちらかというと暮らしやすい」「暮らしやすい」となっています。また、知的障がいでは「暮らしやすい」「どちらかというと暮らしやすい」の合計が他の障がいに比べて高くなっています。



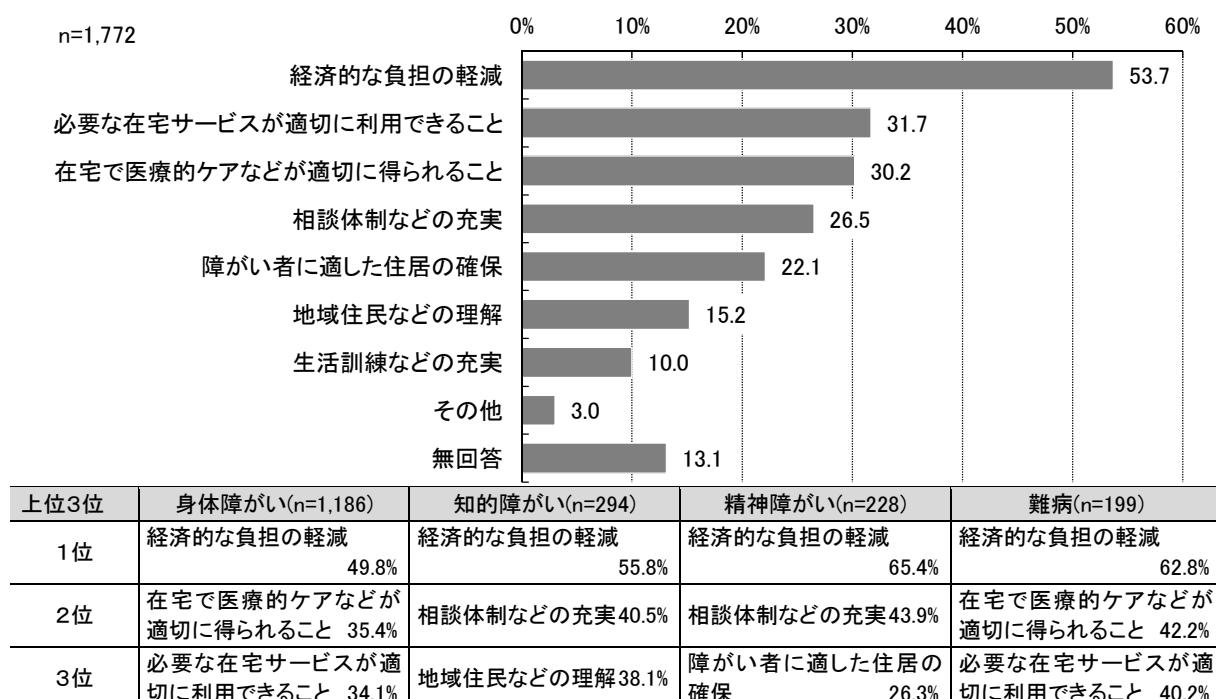
## ○将来希望する暮らし方（単数回答）

将来希望する暮らし方については、「自宅で暮らしたい（家族と）」が最も高くなっています。また、知的障がいでは「グループホームなどに入居したい」「障がい者の入所施設に入りたい」が、精神障がいでは「自宅で暮らしたい（一人暮らし）」が他の障がいに比べて高くなっています。



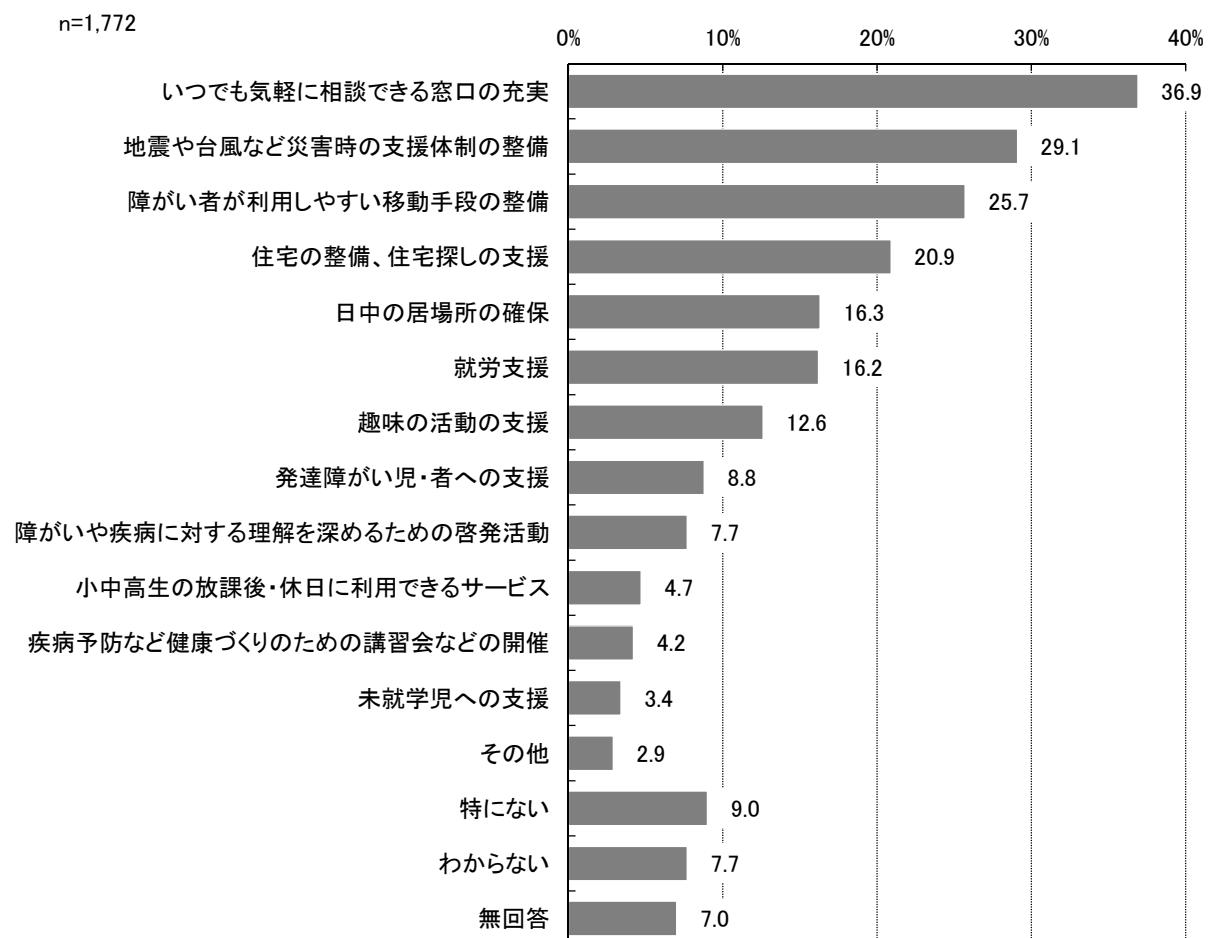
## ○将来にわたって地域で生活するために必要だと思う支援（複数回答）

将来にわたって地域で生活するために必要だと思う支援については、全体では「経済的な負担の軽減」が最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」となっています。また、知的障がい・精神障がいでは「相談体制などの充実」が上位となっています。



## ○今後、充実させていくべき富士見市の障がい福祉施策（複数回答）

今後、充実させていくべき富士見市の障がい福祉施策については、全体では「いつでも気軽に相談できる窓口の充実」が最も高く、次いで「地震や台風など災害時の支援体制の整備」「障がい者が利用しやすい移動手段の整備」となっています。また、身体障がいでは「障がい者が利用しやすい移動手段の整備」が、知的障がい・精神障がいでは「就労支援」が上位となっています。



上位3位	身体障がい(n=1,186)	知的障がい(n=294)	精神障がい(n=228)	難病(n=199)
1位	いつでも気軽に相談できる窓口の充実 37.7%	いつでも気軽に相談できる窓口の充実 35.4%	いつでも気軽に相談できる窓口の充実 40.8%	いつでも気軽に相談できる窓口の充実 35.7%
2位	地震や台風など災害時の支援体制の整備 32.3%	住宅の整備、住宅探しの支援 34.7%	就労支援 32.0%	障がい者が利用しやすい移動手段の整備 33.7%
3位	障がい者が利用しやすい移動手段の整備 30.8%	就労支援 32.3%	住宅の整備、住宅探しの支援 21.5%	地震や台風など災害時の支援体制の整備 29.6%
4位	住宅の整備、住宅探しの支援 18.4%	地震や台風など災害時の支援体制の整備 25.5%	地震や台風など災害時の支援体制の整備 19.7%	住宅の整備、住宅探しの支援 19.6%
5位	日中の居場所の確保 14.3%	日中の居場所の確保 24.1%	障がい者が利用しやすい移動手段の整備 17.1%	就労支援 14.6%

### 3 当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施結果

#### (1) 調査概要

計画策定にあたり、障がい者団体をはじめ、障がいに関わる関係団体などの意見や課題などを把握することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査の概要

対象者	実施時期	回収数	実施方法	ヒアリング
市内の障がいに関わる当事者団体 10団体	平成29年 8月	8件	郵送配布 郵送回収	平成29年8月24日実施 (8団体参加)
市内の障害福祉サービス提供事業所 15事業所		13件		平成29年8月23日実施 (10事業所参加)
市内の障がいに関わるボランティア団体など 4団体		4件		平成29年8月24日実施 (4団体参加)

#### (2) ヒアリング結果まとめ

区分	意見
	<p>●訪問系サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○入浴などを担うホームヘルパー、外出援助をする支援員などが不足している。</li><li>○重度の障がいがあっても地域で暮らすことができるよう、サービスの充実、ヘルパーや支援員の確保と育成を進めてほしい。</li><li>○重度心身障がい者へのサービスとして、居宅介護、外出支援などを行える施設・事業所が少ない。</li></ul> <p>●日中活動系サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○今後の富士見特別支援学校の卒業生の日中活動の場が不足している。</li><li>○日中活動を利用している利用者のニーズの時間帯の調整が非常に困難である。</li><li>○土日を中心とした余暇活動のニーズが高いが、行っている事業所は少ない。</li><li>○短期入所を使える場所、卒業後の行き場、作業所での活動終了後の生活の場、施設の支援員などが不足している。</li><li>○緊急時の短期入所の枠が広がればよい。</li><li>○重度障がい者が利用できる日中活動の場がない。</li></ul> <p>●居住系サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○親亡き後の障がい者の生活の場が不足している。グループホームのニーズが高まっているが、全体的な数が足りていない。</li><li>○特に、知的障がい者、精神障がい者のグループホームが足りていないと感じる。</li><li>○重度障がい者の入所、グループホームの確保。</li><li>○入所施設の新設が求められている。</li></ul> <p>●障がいの状況・程度に応じたサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○視覚障がい者向けのサービス・支援が不足している。</li><li>○聴覚障がい者向けの支援として、手話通訳者や専門職員が対応できる仕組みが求められている。</li></ul>
障害福祉 サービス について	

区分	意見
障害福祉サービスについて	<p>●サービス全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全体として、市場原理の導入が進んだので、利益が出ないサービスに事業者は目も向けず、不足していく傾向がある。</li> <li>○ボランティアによる支援と制度による支援の棲み分けを明確にしていくことが求められている。</li> </ul>
アウトリーチによる支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引きこもりの居場所の確保や中間的就労*などの精神障がい者へのアプローチが受け身であると感じる。</li> <li>○地域で暮らす障がい者が孤立しないように配慮してほしい。</li> </ul>
障がいへの理解や交流について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内で障がい児との自然な触れあいができる場をつくってほしい。</li> <li>○障がい者をもっと家から連れ出してほしい。(ガイドヘルパーの充実)</li> <li>○ピアサポート*の普及。「何かをしてあげる」ではなく、当事者発の視点をもっと尊重すべきである。</li> <li>○チャレンジド*への理解。障がいへの理解（あいサポなど）を土台に当事者においても障がいをマイナスと捉えるのではなく、発想を転換し、ポジティブに社会へまたは、自身へ活かしてもらいたい。</li> <li>○目に見えない障がい（知的、精神、内部障がい）に関して、まだまだ理解が少ない場面が多く見受けられる。</li> <li>○精神障がいは理解されにくいという特徴があり、差別につながっている。中学生、高校生を持つ親に精神障がいを理解してもらうための教育が大切である。</li> <li>○子どもの頃からともに学び、ともに育ちあう教育が大切である。はじめから一緒に暮らすことによって「障がい者への理解」も自然に生まれてくる。</li> <li>○学校との連携をさらに進め、小学生から大学生のボランティア活動への興味や意識を高められるように取り組むことが大切である。</li> </ul>
事業所や当事者団体の人材について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者団体は人員の減少や役員のなり手の不足などの課題がある。</li> <li>○職員の確保に関する課題を抱えている事業所が多い。</li> <li>○障害福祉サービスの職につく人が足りない。社会的地位が確立していないことや社会の風潮、賃金が低いことが背景にある。</li> </ul>
他の事業所・当事者団体との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネットワークの構築がなされていない、公的なつながりがスムーズにいかない。</li> <li>○障がい者に対して、まずは気軽に話をすることができる場づくりをするとともに、定期的にそこに関わる関係者が情報交換することのできる場をつくってほしい。</li> <li>○障がい者団体などのネットワークの充実が求められている。自分一人で抱え込んで孤立してしまっている人が多い。</li> <li>○貧困対策との連携が求められている。</li> </ul>

\***中間的就労**：一般的な職業に就く「一般就労」をただちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援も受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと。

\***ピアサポート**：同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間=英語で「peer」(ピア)が、体験を語りあい、回復を目指す取り組み。

\***チャレンジド**：狭義に、仕事などによって積極的に社会参加を果たそうとする障がいのある人のこと。障がいのある人を社会の保護対象としてではなく、社会の参加者として捉えること。

区分	意見
スポーツ・文化活動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者もスポーツやさまざまな活動に主体的に参加できる体制を整えてほしい。</li> <li>○視覚障がい者に対するスポーツ指導員を配置してほしい。</li> <li>○障がいがあっても行きやすい芸術活動をもっと増やしてほしい。</li> <li>○障がいがある人でもすば抜けた力や才能を持っている。</li> <li>○重度の障がいを持つ人が参加、観覧できる催しがあるとよい。</li> <li>○障がい者が気軽に参加できるイベントをたくさんつくってほしい。</li> <li>○スポーツ大会や文化活動の情報を教えてほしい。</li> </ul>
保育・教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフステージごとに切れ目のない連携した仕組みを構築してほしい。</li> <li>○学校卒業後に利用できる福祉サービス、卒業後の行き先などが不足している。</li> <li>○作業所が終わった後、保護者が家に帰るまでの間、預かってもらえる場所がない。</li> <li>○児童の将来について話せる場、情報提供ができる場があると、保護者の安心につながる。</li> <li>○保護者に対する支援が薄い。PTAは負担感が大きいだけで、自助組織になっていない。親に余裕がない。</li> </ul>
相談・情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内放送の内容を公共の場では文字で知らせてほしい。</li> <li>○気軽に相談できる場がもっとあるとよい。</li> <li>○一人暮らしの人がちょっとした相談事をどこに聞いて良いかわからないことが多い。</li> <li>○富士見特別支援学校の生徒や保護者に対しての障害福祉サービスの概要や利用方法の情報提供の機会が少ない。</li> <li>○指定特定相談支援事業所のキャパシティがいっぱいである。今後、障がい児から成人に切り替わる際に利用できるサービスが少ない。</li> <li>○計画相談を行う事業所が不足しているため、ニーズに即対応することが難しい状況であり、相談支援専門員を確保するための方策・検討が求められる。</li> <li>○質の高い相談支援体制を整えるため、その中核となる基幹相談支援センターの設置を検討してほしい。</li> </ul>
保健・医療について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合医療療育センター（精神科、内科、歯科、婦人科など）の様な病院があるとよい。</li> <li>○医療機関に対しての心身障がい児の療育に対する啓発をしてほしい。</li> <li>○医療的ケアの受け入れについて、利用希望者数に対し看護師や介護職員の配置が追いついていない現状がある。地域の中でサービス提供を行える事業所が不足している。</li> <li>○医療機関の受け入れ、特に突発的に起こる外傷などの受診の際に困難を感じる。</li> <li>○薬を常用していない障がい者の場合、かかりつけ医がないことがある。特に歯科については、定期的な健診ができるような仕組みづくりが求められている。</li> </ul>

区分	意見
生活環境の整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設、公共空間の施設案内図や階段・手すりの点字などについて、設計の段階から考えてほしい。</li> <li>○どの施設もトイレ内の緊急ライトがない。</li> <li>○歩道の整備が不十分な箇所があり、車いすなどではとても危険である。</li> <li>○「災害の時どうしたらよいか」についてわかりやすくして、パンフレットのようにして配ってほしい。</li> <li>○施設、事業所近辺の公道における注意喚起などの手立てがほしい。</li> <li>○車いすの人が乗れるバスが少ない。</li> <li>○障がい者施設などへのアクセシビリティ*の改善についてお願いしたい。障がい者本人が自力で通所できたり、地域の人たちと交流が多くとれ、自立した生活が送れる機会を多くできる。</li> </ul>
移動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障がい者、知的障がい者は運賃割引されているが、精神障がい者も同じにしてほしい。</li> <li>○移動に関わる支援が足りない。</li> <li>○現行の移送サービスにはサービスの特性に応じた制限があり、利用に至らないケース、利用料金が高額となり利用を控えるケースなどがある。</li> <li>○バスの本数自体が少ない地域がある。</li> </ul>
住居について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護受給者だけでなく、障がい者にも理解のある業者や大家さんを増やせるような施策があるとよい。</li> </ul>
災害時の支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災情報を含め、聞こえない人や判別しにくい人にとっての視覚情報が不十分である。</li> <li>○緊急時の通訳者の確保や体制づくりが求められている。</li> <li>○地域の防災訓練に当事者を参加させてほしい。</li> <li>○福祉避難所に体制を整備してほしい。</li> <li>○災害時の情報保障*の在り方について当事者を交えて協議してほしい。</li> <li>○市内の障がい者の福祉避難所の受け入れを明確にした方がよい。</li> <li>○要支援者名簿などがどのように活用されるか不明なところがある。</li> <li>○近くの避難所の備蓄品を事業所に譲り受けることが可能な仕組みづくりをしてほしい。</li> </ul>
雇用・就労について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般企業で、中間的就労ができる場所をもっと増やしてほしい。</li> <li>○市をはじめ、各事業所で福祉的就労*を推進してほしい。</li> <li>○直接一般就労するためには、あと一歩の人が短期的に活用できる施設があれば、定着率向上につながるのではないか。</li> <li>○精神障がいの人の特性に対応した福祉的就労の場が近場にあると、就労促進につながるのではないか。</li> </ul>

\***アクセシビリティ**：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

\***情報保障**：身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。

\***福祉的就労**：障がいなどの理由で企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれる。

## 4 取り組むべき主な課題

### (1) 理解と交流の促進

#### 【国や県及び市の動向】

- 障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されており、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するために、障がいを理由とする差別の解消を推進することが求められている。
- 埼玉県では、「埼玉県障害のある人もない人もすべての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」及び「埼玉県手話言語条例」の2つの条例が制定、平成28年4月1日から施行されている。
- 富士見市では平成26年10月より「あいサポート運動」が開始され、障がいに対する理解の浸透が進められている。また、富士見市手話言語条例が平成27年12月に成立し、手話に対する理解浸透などに取り組んでいる。

#### 【当事者アンケートより】

- 「差別を受けたと思ったこと、いやな思いをしたこと、配慮がなくて困ったことの経験や場面」については、全体の約3割が何かしらの形で経験があり、特に知的障がい・精神障がいでは約5割となっている。また、差別をされた場所は、「建物、交通」と回答している人が多いものの、「就労、雇用」「学校、教育」といった、普段の生活の場となっている場所を回答している人も多い。
- 障害者差別解消法の認知度について、「名前も内容も知らない」が5割半ばとなっている。
- 将来にわたって地域で生活するために必要な支援について、知的障がいでは「地域住民などの理解」が4割弱と他の障がいに比べて高くなっている。

#### 【団体ヒアリング、自立支援協議会での意見より】

- 障がい者と触れあう機会を子どもの頃からつくってほしい。
- 学校との連携をさらに進め、小学生から大学生のボランティア活動への興味や意識を高められるように取り組むことが大切である。
- 目に見えない障がい(知的障がい、精神障がい、内部障がいなど)に関して、理解の浸透が求められる。
- あいサポート運動について、当事者にも関わってもらいながら、市民だけでなく、事業所や企業も関わってもらうことが重要である。



#### 今後の方向性

- ★ 「差別の解消」及び「合理的配慮」の考え方について、企業や学校、地域社会などに対して普及を図る。
- ★ 障がいの特性や必要な配慮などの理解を深める。
- ★ 障がいについての理解を深めるため、福祉教育や啓発活動の推進、障がいの有無に関わらず交流できる機会を充実する。
- ★ 障がい者支援を行う団体の活動継続・充実への支援を進める。

## (2)相談・情報・権利擁護の充実

### 【国や県及び市の動向】

- 「障害者自立支援法」の改正により、平成24年4月から、相談支援体制を強化するための総合的な相談支援センターの設置が市町村に求められている。また、同法改正により、サービス等利用計画作成の対象者の拡大など、相談支援や障害福祉サービスの利用に関する体制が強化されている。
- 「障害者基本法」の改正を踏まえ、合理的配慮に関する議論を深めつつ、障がいのある人の尊厳が損なわれることのない社会や障がいのある人のコミュニケーション手段が確保される社会を目指すことが求められている。
- 平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人に対する虐待の防止、虐待があった場合の早期発見と迅速・適切な対応に積極的に取り組むことが求められている。
- 平成28年5月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、成年後見制度の利用の促進の取り組みの充実が求められている。

### 【当事者アンケートより】

- 今後充実させていくべき富士見市の障がい福祉施策について、「いつでも気軽に相談できる窓口の充実」が最も高くなっている。
- 将来にわたって地域で生活するために必要な支援について、「相談体制などの充実」が増加している。また、知的障がい・精神障がいで高くなっている。
- 障害福祉サービスを利用する際に、困ったり、不便だと思うことについて、「何が利用できるのかわからない」「サービスに関する情報が少ない」が上位となっている。
- 悩み事や心配事を相談する場合に不便に感じていることについて、「どこで、どんな相談ができるのかわからない」が上位となっている。
- 成年後見制度について、「名前も内容も十分知っている」が2割弱となっている。

### 【団体ヒアリング、自立支援協議会での意見より】

- ライフステージや障がいの状況に応じた情報提供方法が求められている。
- 気軽に相談できる場がもっとあるといい。
- 富士見特別支援学校の生徒や保護者に対しての障害福祉サービスの概要や利用方法の情報提供の機会が少ない。
- 相談支援専門員を確保するための方策・検討が求められている。
- どこに相談したら良いかをわかりやすくすべきである。理解しやすいフローチャートがあると良い。
- 相談者に相談する力がない場合もあるため、相談をワンストップで受けられることが望ましい。
- 質の高い相談支援体制を整えるため、その中核となる基幹相談支援センターの設置を検討してほしい。



### 今後の方向性

- ★気軽に誰もが相談できる体制を充実するとともに、窓口の周知や、相談員の資質向上、支援側のネットワーク化を進める。
- ★障がいの種類や状況に応じた情報提供体制の整備と、情報のバリアフリー\*化を進める。
- ★判断能力が不十分な人の利益を守る成年後見制度などの周知と利用の円滑化を進める。
- ★虐待の未然防止や、早期発見・早期対応への体制を整備する。

\*バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去しようすること。

### (3) 保健・医療サービスの充実

#### 【国や県及び市の動向】

- 近年、全国的に顕著となっている生活習慣病による中途障がいの発生は、その予防、疾病的早期発見と早期治療が可能であることから、総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが重要視されている。
- 精神疾患の人にはうつ病や認知症、アルコール依存症を中心に増加しており、その予防、早期対応は重要な課題であり、今後も啓発を続けることが求められている。
- 障がいの特性によっては、医療機関への受診が困難であったり、医療機関での診断・治療の際の意思疎通が困難であるため、適正な治療を受けることができない人が課題となっている。

#### 【当事者アンケートより】

- 医師の診療や定期健診、リハビリを受けるにあたって困っていることについて、「交通費の負担が大きい」「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が上位となっている。
- 日常生活の中で、医療的ケアに関して困っていることについて、「受けることができるサービスがない、または限られている」が上位となっている。
- 将来にわたって地域で生活するために必要な支援について、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が上位となっている。
- 難病患者は見舞金や医療費補助などの経済的支援を求める意見が多い。

#### 【団体ヒアリング、自立支援協議会での意見より】

- 市内に総合医療療育センター（精神科、内科、歯科、婦人科など）の様な病院があるとよい。
- 医療機関に対して、心身障がい児の療育に関する啓発を行ってほしい。
- 医療機関の受け入れ、特に突発的に起こる外傷などの受診の際に困難を感じる。
- 薬を常用していない障がいのある人の場合、保護者の高齢化などで主治医がいなくなっている場合がある。
- 歯科については特に定期的な健診ができるような仕組みをつくってほしい。
- 医療的ケアの受け入れについて、利用希望者数に対し看護師や介護職員の配置が追いついていない現状がある。地域の中でサービスの提供を行える事業所が不足している。
- まずは医療的ケアを受けている人の実態を正確に把握することが求められている。

#### 今後の方向性

- ★障がいの発生予防、重症化防止のための健康づくりへの意識づけを促進する。
- ★障がいの状況に対応した医療体制を構築する。
- ★医療を受けるための経済的負担の軽減を進める。
- ★医療的ケアを必要としている人が地域で支援を円滑に受けることができるよう、実態やニーズを正確に把握し、地域資源の状況を踏まえて関係機関の連携体制を構築する。

## (4) 福祉サービスの充実

### 【国や県及び市の動向】

- 平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行にともない、制度の谷間を埋めるべく障がいのある人の範囲に難病が追加された。また、平成 26 年 4 月からは、重度訪問介護の対象範囲が従来の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障がいのある人に拡大されるなど、幅広い対応をしていくことが求められている。
- 平成 24 年度から、地域での生活に移行するための相談や居住の確保の支援を行うサービスとして、地域移行支援・地域定着支援が開始されており、施設や病院などに入所・入院している障がいのある人が地域で生活していくための環境整備が進められている。
- 特に、知的障がいのある人や精神障がいのある人の暮らしの拠点を確保することが重要であり、現在、国では、グループホーム利用者への家賃助成制度を創設し、利用を促進している。

### 【当事者アンケートより】

- 将来にわたって地域で生活するために必要な支援について、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が第 2 位となっている。
- 今後充実させていくべき富士見市の障がい福祉施策について、「障がい者が利用しやすい移動手段の整備」が第 3 位となっており、その後「住宅の整備、住宅探しの支援」「日中の居場所の確保」が続く。

### 【団体ヒアリング、自立支援協議会での意見より】

- 全市的に社会資源が不足している。
- 重度障がい者や医療的ケアを必要とする人への対応など、障がいに応じたサービス・支援の展開が求められる。
- 訪問系サービスの利用内容に限度がある。サービスが柔軟に利用できるようになると良い。
- 市内全体の居宅事業所及び生活サポート事業所のニーズが高く、より重篤な利用者ニーズに対応できることやサービスの調整が困難な状態である。
- 同行援護、行動援護など、利用者が少ないサービスの充実化が求められている。
- 親亡き後の障がい者の生活の場が不足している。入所施設、グループホームの全体的な数が足りない。
- 働く場とグループホームの一体化の検討が求められている。
- 短期入所を使える場所、卒業後の行き場、作業所終わりの生活の場、入浴などを担うホームヘルパー、外出援助をする支援員、施設の支援員などが不足している。
- 今後の卒業生が利用できる日中活動系サービスが不足している。
- 日中活動を利用している利用者のニーズの時間帯の調整が非常に困難である。
- 移動に関わる支援が足りない。



### 今後の方向性

- ★慢性的な住まいの場や日中生活の場の不足の解消、重度障がい者の地域生活の支援に向け、グループホームなどをはじめとした各障害福祉サービスを拡充する。
- ★住み慣れた自宅で暮らし続けるため、住宅改修、在宅福祉サービスなどを整備・充実する。
- ★地域生活のため経済的負担の軽減を進める。
- ★介護家族の心身の負担の軽減を進める。

## (5) 障がい児支援の充実

### 【国や県及び市の動向】

- 平成 24 年4月の児童福祉法の改正により、従来の児童デイサービスが児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに再編され、保育所等訪問支援が創設されている。
- 埼玉県では、発達障がいの早期発見と適切な支援を行うことを目的に、平成 23 年度から「発達障害支援プロジェクト」を立ち上げ、「発達支援マネージャー」や「発達支援サポートー」の育成が進められてきている。
- 埼玉県では、平成 25 年度から、幼稚園や保育所での気づきと支援を小学校につなげるため、小学校教員を対象とした発達障がい児支援の研修を実施している。

### 【当事者アンケートより】

- 通園・通学などで困っていることについて、「特に問題はない」を除くと、「放課後の居場所がない・少ない」「教育や療育に関する情報が少ない」が上位となっている。
- 今後、充実させていくべき富士見市の障がい福祉施策について、0～5 歳で「未就学児への支援」が、6～18 歳で「就労支援」が最も高くなっている。また、0～5 歳で「小中高生の放課後・休日に利用できるサービス(放課後等デイサービス、日中一時支援、ショートステイ、ガイドヘルパーなど)」「発達障がい児・者への支援」が、6～18 歳で「日中の居場所の確保」が他の年齢に比べて高くなっている。

### 【団体ヒアリング、自立支援協議会での意見より】

- ライフステージごとに切れ目のない連携した仕組みを構築してほしい。
- 障がい児福祉サービスを提供する事業所は増えてきているので、障がい児一人ひとりの状況に合っている事業所に通うことができる相談支援が求められる。
- 学校卒業後に利用できる障害福祉サービス、卒業後の行き先などが不足している。
- 療育、教育の将来の生活について話せる場、情報提供ができる場があると、保護者の安心につながる。
- 保護者に対する支援が薄い。
- 教育委員会、親の会などの関係機関も連携を取りあっていくことが求められている。



### 今後の方向性

- ★障がいの早期発見と適切な療育機関へのつながりを強化する。
- ★早期から適切な障がい児福祉サービスを計画的に利用できるよう、相談支援の充実とサービス等利用計画作成を促進する。
- ★地域での療育体制を整備し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援体制のネットワークを強化する。
- ★障がい児保育、特別支援教育など、子ども一人ひとりの特性に応じた支援を充実する。

## (6)社会参加の充実

### 【国や県及び市の動向】

- 平成 25 年4月に「障害者優先調達推進法」が施行され、市町村は福祉施設からの授産品の購入や業務委託についての計画をつくり、毎年実績を公表することが義務づけられている。
- 改正された「障害者雇用促進法」が平成 25 年6月に公布され、各企業・事業所に対して、障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助が位置づけられるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとされている。
- 障害者総合支援法の改正により、新たな障害福祉サービスとして就労定着支援が創設されている。
- 平成 23 年8月に「スポーツ基本法」が施行され、障がいがあっても、障がいの種類や程度に応じて、身近な地域で自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう支援することが求められている。

### 【当事者アンケートより】

- 働くにあたって、特に心配なことについて、「自分の健康状態や体力」が最も高く、次いで「労働条件(時間や賃金)」「通勤」となっている。
- 働く際にあつたらよいと思う支援について、「仕事内容を調整してくれる(障がいに合った仕事内容、勤務日数や時間など)」が最も高く、「職場の人に対して疾患や障がいについてきちんと説明してくれる」が続く。また、「身体障がい・難病で職場の設備(トイレ・エレベーターなど)がどのようになっているのかを確認してくれる」が、知的障がいで「疾患や障がいの特性に合った職業訓練」「作業所や就労継続・移行支援などの場がたくさんある」が、精神障がいで「職場の人に対して疾患や障がいについてきちんと説明してくれる」「就労や生活に関する相談先がある」が他の障がいに比べて高くなっている。
- 趣味の活動や地域の活動への参加状況として、「参加していない」「参加している」を上回っている。また、精神障がいで「参加していない」が他の障がいに比べて高くなっている。
- 趣味の活動や地域の活動に参加していない理由について、「自分の健康上の問題」が最も高く、「どんな行事や活動があるのかわからない(情報が伝わってこない)」「身近なところで参加できる行事や活動がない」が続く。

### 【団体ヒアリング、自立支援協議会での意見より】

- 一般企業で、中間的就労ができる場所をもっと増やしてほしい。
- 市をはじめ、各事業所で福祉的就労を推進してほしい。
- 精神障がいの人の特性に対応した福祉的就労の場が近場にあると就労促進につながる。
- 障がい者もスポーツまたは色々な活動に主体的に参加できる体制を整えてほしい。
- 障がいの状況に応じてできるスポーツがあるとよい。
- リハビリにつながるスポーツがあるとよい。
- 障がいを持っていても行きやすい芸術活動をもっと増やしてほしい。
- 当事者一人ひとりに何ができるのか、何が得意なのかを見極めるようにすることが大事である。



### 今後の方向性

- ★福祉的就労の場の充実や販路拡大を進める。
- ★障がいの特性に応じた雇用のマッチングや就労の場の開拓、就労後の定着に向けた支援を進める。
- ★雇用者に対する理解の浸透を促進する。
- ★障がい者が参加できる生涯学習やスポーツなどについて、参加しやすくなる仕組みづくりを進める。

## (7) 安心して暮らせるまちづくり

### 【国や県及び市の動向】

- 平成 18 年 12 月の「バリアフリー新法」の施行以降、さまざまな場面においてバリアフリー化が推進されている。また、近年では、年齢、身体の状況、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透してきている。
- 平成 23 年3月に発生した東日本大震災以降、地域の絆の大切さが改めて認識されており、災害時の地域における支えあい、助けあいが求められてきている。

### 【当事者アンケートより】

- 外出時に困ることについて、「特にない」を除くと、「バスや電車、タクシーなどが利用しにくい」が 1 割半ばで最も高く、「利用する建物の設備(トイレなど)が利用しにくい」が続く。
- 災害が発生した場合、困ることや不安なことについて、「水や食料が入手できるか不安がある」が最も高く、「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある」「避難所で他の人と一緒に過ごすことに不安がある」が続く。
- 「避難行動要支援者登録制度」への考え方について、「わからない」が最も高く、次いで「登録していないが、登録してもよい」「登録したくない」が続く。
- 「避難行動要支援者登録制度」に登録したくない、わからない理由について、「制度の仕組みや内容がわからない」が最も高く、次いで「自分で十分避難できる」が続く。特に「制度の仕組みや内容がわからない」は前回調査から増加している。

### 【団体ヒアリング、自立支援協議会での意見より】

- 公共施設などの案内図や階段・手すりの点字などについて、設計の段階から考えてほしい。
- 歩道の整備が不十分な箇所があり、車いすなどではとても危険である。
- 障がい者施設などへのアクセシビリティの改善についてお願いしたい。
- 移動に関わる支援が足りない。
- バスの本数自体が少ない地域がある。
- 防災情報を含め、聞こえない人や判別しにくい人にとっての視覚情報が不十分である。
- 地域の防災訓練に当事者を参加させてほしい。
- 「災害のときどうしたら良いか」についてわかりやすくして、パンフレットのようにして配ってほしい。
- 福祉避難所に体制の整備を進めてほしい。
- 災害時の情報保障の在り方について当事者を交えて協議してほしい。
- 要支援者名簿などどのように活用されるか不明なところがある。
- 普段から、どこにどのような障がいを持った人がいるかを近所の人に知ってもらいたい。



### 今後の方向性

- ★誰もが地域で快適、安全に暮らすことができるよう、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザイン\*を進める。
- ★災害に対する意識づけと準備を促進する。
- ★避難行動要支援者の把握と支援体制を確立する。
- ★障がいのある人の避難生活における心身の負担軽減に向け、福祉避難所の設置促進や、避難所における配慮を進める。

\* ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体能力、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超え、すべての人々に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方。

## 第3章 計画の理念と目標

### 1 計画の理念

国では、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、あらゆる障がいのある人の尊厳と権利が保障されるとともに、障がいのある人が地域で暮らせる「自立」と「共生」の社会の実現が求められています。

これまで、富士見市では、ノーマライゼーション\*、リハビリテーション\*、ソーシャルリンクルージョン及びユニバーサルデザインの理念に基づいた「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者支援施策を進めてきました。

本計画では、前回計画の考え方を踏襲しながら、障がいのある人もない人も、互いを理解し、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、次の基本理念を掲げることとします。

#### 計画の基本理念

**障がいのある人もない人も、  
ともに生き、ともに支えあうまち ふじみ**

\*ノーマライゼーション：障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

\*リハビリテーション：心身に障がいのある者の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に發揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

## **2 計画の目標**

---

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

### **基本目標1 理解と交流の促進**

あいサポート運動をはじめ、市民に対し、人権啓発や人権教育などを推進することにより、障がいのある人の人権尊重に対する理解と協力を促進し、福祉の意識を高めます。

また、障がいのある人を支える団体やその活動の支援を推進します。

### **基本目標2 相談・情報提供・権利擁護の充実**

障がいの特性に配慮し、相談窓口の整備や情報提供の充実に努めるとともに、権利擁護と障がいのある人への差別解消に向けた取り組みを強化します。

### **基本目標3 保健・医療サービスの充実**

難病患者への支援や精神保健福祉、リハビリテーション支援、医療的ケア体制や緊急時の医療体制の整備に取り組みます。

### **基本目標4 福祉サービスの充実**

日常生活を支える各種福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などニーズに応じた社会資源の整備に努めます。

### **基本目標5 障がい児支援の充実**

インクルーシブ教育\*を推進するとともに、障がいの早期発見・療育支援、幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階で切れ目のない支援の充実に努めます。

### **基本目標6 社会参加支援の充実**

障がいのある人の雇用・就労に向けた総合的な支援とともに、生涯学習活動・スポーツ活動への支援を行い、主体的な活動を支える取り組みを推進します。

### **基本目標7 安心して暮らせるまちづくり**

公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、移送サービスを充実します。

また、災害時に安全に避難することができるよう、災害時の支援体制の充実に努めるとともに地域の防犯体制の充実に努めます。

---

\*インクルーシブ教育：子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

# 「あいサポート運動」について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して～

誰もが、さまざまな障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのある方と共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成21年11月28日に鳥取県からスタートしました。

富士見市では平成26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取り組みを進めています。

「あいサポート運動」は、まず、さまざまな種別の障がいを知ることからはじめます。

障がいを知ることにより、障がいのある方が日常生活で困っていることを理解します。

そしてそれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していくという運動です。（特別な技術の取得は不要です。）

日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、誰でもなることができます。

「あいサポートバッジ」は、あいサポートのシンボルバッジです。



### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
障がいのある人も、ともに生き、ともに支えあうまち ふじみ	<b>1 理解と交流の促進</b>	1 障がいのある人への理解と交流の促進 2 当事者参画の推進
	<b>2 相談・情報提供・権利擁護の充実</b>	1 相談体制の強化 2 情報提供の充実 3 権利擁護の推進
	<b>3 保健・医療サービスの充実</b>	1 精神保健・難病疾患などへの支援 2 歯科保健の充実
	<b>4 福祉サービスの充実</b>	1 日常生活支援の充実 2 外出支援の充実 3 住まいの充実
	<b>5 障がい児支援の充実</b>	1 早期発見と療育の推進 2 障がい児保育の推進 3 学校教育の充実 4 放課後支援の充実
	<b>6 社会参加支援の充実</b>	1 雇用・就労支援の充実 2 生涯学習支援の充実 3 スポーツ活動の推進
	<b>7 安心して暮らせるまちづくり</b>	1 施設などのバリアフリーの推進 2 道路環境の整備 3 市内循環バスの充実 4 緊急時連絡体制の強化 5 防災・防犯体制の強化

## 第4章 施策の展開

### 障がい者計画

国では、障害者基本法に基づいて、市町村の自主性を尊重しつつ、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することを要請しています。

これに基づいて、本章ではこれまでの富士見市の取り組みなどを踏まえた上で、各分野にわたる施策の方向及び取り組みを示します。

## 基本目標1 理解と交流の促進

### 施策の方向1 障がいのある人への理解と交流の促進

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
1	<b>差別解消の推進</b> 充実	○障がいに対する誤解、偏見、無理解を解消するため、障がいに対する正しい知識の普及・啓発を促進します。 ○障がいの特性を理解し、合理的配慮を実践します。	障がい福祉課 他全課
2	<b>あいサポート運動の普及・啓発</b> 充実	○「あいサポート研修」を継続しながら、小学生対象の“あいサポキッズ”的養成や中学生への普及・啓発に取り組むとともに、あいサポート企業・団体の認定を拡大します。	障がい福祉課 他全課
3	<b>手話言語条例の推進</b> 充実	○富士見市手話言語条例に基づき、手話に関する講演会や手話入門講習会などを実施し、手話に対する理解を深め、広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整備します。	障がい福祉課
4	<b>福祉教育の推進</b> 継続	○社会福祉協議会や社会福祉施設と連携し、学校教育におけるボランティア・福祉教育を一層充実します。	学校教育課

P D C A サイクルによる評価・見直しから

（継続）：第3期計画（前回計画）から引き続き取り組んでいく施策・事業

（充実）：第3期計画（前回計画）から取り組みを充実させていく施策・事業

（新規）：第4期計画（本計画）より新たに位置づける施策・事業

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
5	<b>支援籍*学習と交流及び共同学習の推進</b> <small>(継続)</small>	○障がいのある子どもとない子どもの交流や共同による学習を推進し、ノーマライゼーションの理念の浸透を促進します。 ○校内の通常学級と特別支援学級の交流を積極的に進め、地域でともに暮らす人間関係づくりを推進します。	学校教育課 教育相談室
6	<b>交流機会の推進</b> <small>(継続)</small>	○幅広い交流の場として、市民福祉活動センター「ぱれっと」などの活用を推進します。	福祉課

## 施策の方向2 当事者参画の推進

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
7	<b>障がい当事者の参加・協働の推進</b> <small>(継続)</small>	○市民参加・協働の観点から、障がいのある人が多様な活動に参画できるよう、幅広い事業を展開します。	障がい福祉課 他全課
8	<b>富士見市障害者施策推進協議会の充実</b> <small>(充実)</small>	○富士見市障害者施策推進協議会の活動を通じ、障がい当事者、事業者、関係機関、幅広い市民との協働の輪を広げるとともに、障がいへの理解を促進します。	障がい福祉課



\***支援籍**：障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍のこと。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

## 基本目標2 相談・情報提供・権利擁護の充実

### 施策の方向1 相談体制の強化

施策No	施策・事業名	内容	担当課
9	<b>基幹型相談支援センターの充実</b> <small>充実</small>	○富士見市障害者施策推進協議会において、基幹型相談支援センターの適切な運営について定期的、継続的に検証し、相談支援体制を充実します。	障がい福祉課
10	<b>地域における相談活動の促進</b> <small>継続</small>	○地域福祉の担い手として、身近な福祉の相談に応じている民生委員・児童委員との連携や支援を強化し、地域における相談活動の充実を促進します。	福祉課
11	<b>虐待防止・相談の充実</b> <small>継続</small>	○虐待防止の相談機関として、関係機関との連携のもと、虐待防止及び早期発見、対応に努めます。	障がい福祉課
12	<b>市民相談窓口の充実</b> <small>新規</small>	○法律相談や消費生活相談など、障がいのある人の日常生活における各種相談について、障がいに応じた適切な対応ができるように市民相談窓口における相談体制を充実します。	人権・市民相談課

### 施策の方向2 情報提供の充実

施策No	施策・事業名	内容	担当課
13	<b>障がいの状況に応じた情報提供の充実</b> <small>継続</small>	○広報紙をはじめとする行政情報について、音声化や音声コードの添付、点字ラベルによる表記を推進し、障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。 ○障がいのある人の生活実態を踏まえ、携帯電話やスマートフォンアプリを利用して広報紙を閲覧できる環境を構築するなど、時代に応じた情報提供手段を充実します。	秘書広報課 障がい福祉課 他全課

施策 NO	施策・事業名	内容	担当課
14	<b>障がいの状況に応じた情報提供の充実</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙をはじめとする行政情報について、音声化や音声コードの添付、点字テプラによる表記を推進し、障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。</li> <li>○障がいのある人の生活実態を踏まえ、携帯電話やスマートフォンアプリを利用して広報紙を閲覧できる環境を構築するなど、時代に応じた情報提供手段を充実します。</li> </ul>	秘書広報課 障がい福祉課 他全課
15	<b>市ホームページなどの充実</b> <small>充実</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市ホームページや「広報ふじみ」「障がい福祉のしおり」など、障がいのある人のニーズを踏まえ、必要な情報をタイムリーに入手できるように努めます。</li> <li>○市ホームページのアクセシビリティの向上と情報のバリアフリー化を行うため、平成30年度に市ホームページをリニューアルする際に、ウェブアクセシビリティ*適合レベルを「レベルAA*」に準拠できるよう進めます。</li> </ul>	秘書広報課
16	<b>公共機関のFAX番号の広報・案内</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共機関のFAX番号を市民便利帳などへ見やすく表示するとともに、その広報・案内に努めます。</li> </ul>	秘書広報課 障がい福祉課
17	<b>意思疎通支援事業の充実</b> <small>充実</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手話通訳者と要約筆記者の派遣事業を継続するとともに遠隔手話通訳事業に取り組み、聴覚障がいのある人などへの情報保障を推進します。</li> <li>○手話通訳者の養成に向け、講習会を継続実施します。</li> <li>○要約筆記に関する講演会や体験講座を継続し、要約筆記やノートテイクの普及・啓発に努めます。</li> </ul>	障がい福祉課



市役所窓口における遠隔手話



声かけサポート講習会の様子

\*ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

\*レベルAA：ウェブコンテンツが満たすべきアクセシビリティの品質基準。「レベルA」「レベルAA」「レベルAAA」の3つのレベルの達成基準が定められており、「レベルAAA」の方がより高度な水準になる。

### 施策の方向 3 権利擁護の推進

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
18	<b>権利擁護の推進</b> 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の権利擁護を推進します。</li> <li>○富士見市障害者施策推進協議会、基幹型相談支援センター、相談支援事業所ネットワーク協議会など関係する機関、事業所などと連携し、権利擁護の相談体制を充実します。</li> </ul>	障がい福祉課
19	<b>成年後見制度の利用促進</b> 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹型相談支援センター及び成年後見センターふじみなどと連携し、成年後見制度の利用を促進します。</li> </ul>	障がい福祉課
20	<b>利用しやすい選挙制度の整備</b> 継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設管理者と協議しながら、投票所のバリアフリー化に努めるとともに、障がい者が利用しやすい選挙制度の周知、啓発に努めます。</li> <li>○さまざまな障がいの状況を考慮しながら、障がい者が選挙に参加しやすい選挙制度の改善について国、県に要請します。</li> </ul>	選挙管理委員会



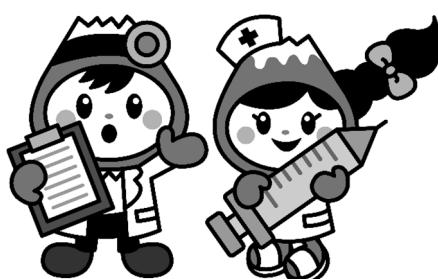
# 基本目標3 保健・医療サービスの充実

## 施策の方向1 精神保健・難病疾患などへの支援

施策No	施策・事業名	内容	担当課
21	難病患者・小児慢性特定疾病患者への支援 <small>継続</small>	○難病患者・小児慢性特定疾病患者の状況を把握するとともに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課
22	精神保健・医療相談体制の充実 <small>充実</small>	○医療機関・保健所などとの連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課
23	精神障がい者への相談支援・居場所・働く場の充実 <small>継続</small>	○富士見市障害者施策推進協議会と連携し、精神障がい者の地域生活における具体的なニーズと充足の検証を行い、グループホームの確保及び働く場の拡充に向けた支援を行います。	障がい福祉課
24	介護保険サービスとの連携強化 <small>継続</small>	○認知症高齢者や高次脳機能障がい、精神障がいを持つ高齢者の増加を踏まえ、高齢期における介護保険への移行、介護保険との併用について、ケアマネジャーなどと連携し適切なサービス調整に努めます。	障がい福祉課 高齢者福祉課

## 施策の方向2 歯科保健の充実

施策No	施策・事業名	内容	担当課
25	歯科診療情報の普及・啓発 <small>継続</small>	○障がいのある人が適切な時期に歯科治療や相談を受けられるよう、訪問診療や車いす受診などの案内リーフレットを作成し、情報提供に努めます。	健康増進センター 障がい福祉課



# 基本目標4 福祉サービスの充実

※各障害福祉サービスなどの具体的な見込みについては、「第5章 障害福祉サービスの推進」に記載しています。

## 施策の方向1 日常生活支援の充実

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
26	<b>訪問系サービスの充実</b> （継続）	○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより以下の訪問系サービスを提供します。 ■居宅介護（ホームヘルプサービス） ■重度訪問介護 ■行動援護 ■同行援護 ■重度障害者等包括支援 ⇒各サービスの内容は 62 ページ参照	障がい福祉課
27	<b>日中活動系サービスの充実</b> （充実）	○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより以下の日中活動系サービスなどを提供します。 ■生活介護 ■療養介護 ■短期入所（ショートステイ） ■自立訓練（機能訓練） ■自立訓練（生活訓練） ■地域活動支援センター事業 ■日中一時支援 ⇒各サービスの内容は 63・70・72 ページ参照	障がい福祉課
28	<b>生活支援サービスの充実</b> （継続）	○一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある人などへの各種生活支援サービスを充実します。 ○住み慣れた地域でいつまでも自立した生活が送れるよう、以下の生活支援サービスを提供します。 ■寝具乾燥サービス ■配食サービス ■ふれあい収集 ■生活サポートサービス	障がい福祉課 高齢者福祉課
29	<b>補装具・日常生活用具利用の促進</b> （継続）	○補装具・日常生活用具について、制度の周知に努めるとともに、窓口などでも障がいの状態に応じたきめ細やかな説明を行い、利用を促進します。	障がい福祉課

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
30	<b>レスパイトの充実</b> 充実	○日中一時支援事業や超重症心身障がい児レスパイト促進事業を充実させ、在宅で医療的ケア児・者を介護している家族の一時休息(レスパイト)を推進します。	障がい福祉課

## 施策の方向 2 外出支援の充実

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
31	<b>外出支援サービスの利用促進</b> 継続	○日常生活の活動範囲の拡大を支援するため、外出支援としての同行援護、移動支援事業、生活サポート事業、福祉有償運送サービスの利用を促進します。	障がい福祉課
32	<b>福祉タクシー利用券・自動車燃料費補助制度の推進</b> 継続	○障がいのある人の外出支援の充実を図るために、制度の周知に努めます。	障がい福祉課
33	<b>市内循環バス特別乗車証交付の推進</b> 継続	○障がいのある人への市内循環バス特別乗車証の交付を促進するため、制度の周知に努めます。	障がい福祉課
34	<b>自動車運転免許取得・自動車改造費補助制度の推進</b> 継続	○自動車運転免許取得費などの補助制度により、積極的な就労及び社会参加を支援します。	障がい福祉課

## 施策の方向 3 住まいの充実

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
35	<b>住宅改修への相談と支援</b> 継続	○住宅改修補助制度の広報・案内に努め、住まいのバリアフリー化の支援及び制度を周知します。	障がい福祉課
36	<b>グループホームの整備促進</b> 充実	○具体的なニーズと充足数を検証し、富士見市障害者施策推進協議会と連携・協議しながら、グループホームの整備を促進します。	障がい福祉課

# 基本目標5 障がい児支援の充実

## 施策の方向1 早期発見と療育の推進

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
37	<b>妊娠・出産・子育てへの支援</b> 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども未来応援センターをはじめとする関係機関の連携を強化し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を進めます。</li> <li>○各保育所での電話相談の実施や、あそぼう会などの交流の場づくりなど、気軽に相談できる体制を充実します。</li> <li>○子どもを守る地域協議会（旧要保護児童対策地域協議会）に位置づけられている早期療育部会において、相談機関や支援機関などとの連携を進めます。</li> </ul>	子ども未来応援センター 健康増進センター 保育課 障がい福祉課
38	<b>乳幼児の健康の維持・増進</b> 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健康診査の受診を促進します。</li> <li>○乳幼児健康診査の未受診者について、関係機関と協力しながら状況を把握し、フォローに努めるとともに、必要な支援につなげます。</li> </ul>	健康増進センター 障がい福祉課
39	<b>障がいの早期発見・対応</b> 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健診・二次相談の促進を図るとともに、子どもを守る地域協議会における早期療育部会を充実させ、緊密な連携により、発達の遅れのある児童の早期発見を促進します。</li> <li>○みずほ学園では、地域の中核的機能を持つ児童発達支援センターとして、相談支援を推進し、必要に応じて地域療育支援事業としての個別支援・在宅訪問支援の提供、または各機関が主催するグループ教室などの支援につなげます。 ⇒児童発達支援の内容は 67 ページ参照</li> </ul>	健康増進センター みずほ学園 障がい福祉課
40	<b>みずほ学園の機能の充実</b> 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○みずほ学園が児童発達支援センターとして適切な支援につながるよう、関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じた療育・支援を提供します。</li> <li>○平成27年度から開始した「保育所等訪問支援」「障がい児相談支援」の機能を充実し、地域の中核的施設として、児童発達支援事業所や関係機関などへの情報提供・連携を進めます。</li> <li>○在宅訪問支援をより強化すべく、集団参加ができる重度の障がい児への療育支援が実施できるよう「居宅訪問型児童発達支援」の指定を検討します。 ⇒各サービスの内容は 67 ページ参照</li> </ul>	みずほ学園

施策 No	施策・事業名	内容	担当課
41	<b>家族支援の充実</b> <small>(継続)</small>	○相談支援センターの充実を図り、より丁寧な個別支援(モニタリング)を通じて、家族支援の充実を目指します。	みずほ学園
42	<b>療育相談</b> <small>(継続)</small>	○発達診断を必要とする児童について、医師による児童の評価と発達診断を、近隣の医療機関などとの連携により推進します。 ○市の療育相談に協力のできる医師の確保に努めます。	障がい福祉課
43	<b>発達障がい児・者への支援</b> <small>充実</small>	○一人ひとりのニーズに対応した療育が提供できる体制の整備を進めるとともに、子どもの発達などの不安や悩みに対応するため相談支援の充実に努めます。 ○発達障がいの多様化する療育支援ニーズに対応するため、情報の収集や研修を通じて関係機関の地域の児童発達支援事業所との連携を深めるとともに、保育所・幼稚園などへの巡回相談などを通じて、地域に密着した効果的な支援体制づくりを推進します。また、学校機関との連携を深め、切れ目のない支援を目指します。	学校教育課 富士見特別支援学校 教育相談室 障がい福祉課 保育課 みずほ学園
44	<b>教育相談体制の充実</b> <small>(継続)</small>	○相談体制の充実に向け、発達や成長、就学などに心配のある子どもについて、保護者への相談支援や関係機関との連携を強化します。	子ども未来応援センター 教育相談室 障がい福祉課
45	<b>養育支援訪問事業の推進</b> <small>(継続)</small>	○関係機関などから養育支援が必要と判断された家庭に対し、必要な専門家がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を促進します。	障がい福祉課

## 施策の方向2 障がい児保育の推進

施策 No	施策・事業名	内容	担当課
46	<b>保育所における障がい児受入れ体制の拡充</b> <small>(継続)</small>	○障がい児に関する研修を毎年実施するとともに、みずほ学園の巡回相談・保育所等訪問などと連携し、職員の資質向上を図り、障がい児の受入れ体制の向上に努めます。	保育課

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
47	<b>みずほ学園と保育所・幼稚園との交流・連携</b> <small>充実</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所交流会に、みずほ学園園児が参加し、障がいへの理解を促進します。</li> <li>○保育所・幼稚園にみずほ学園の保育所等訪問支援及び地域療育支援事業を周知するとともに、連携を深めます。</li> </ul>	みずほ学園 保育課

### 施策の方向3 学校教育の充実

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
48	<b>教職員の指導力の向上と教育内容の充実</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インクルーシブ教育を推進するため、特別支援教育プロジェクトチームを中心とし、通級指導教室・特別支援学級・富士見特別支援学校の専門性を活かし、特別支援教育の一層の向上に努めます。</li> <li>○特別支援教育コーディネーター研修会及び特別支援学級担当研修会などを充実させ、学校内での支援体制を整備するとともに、教職員の資質向上に努めます。</li> </ul>	学校教育課
49	<b>学校教育相談体制の充実</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育プロジェクトチーム会議を実施し、特別な配慮を要する児童生徒への支援のための研修会の企画などを行います。</li> <li>○特別支援教育コーディネーター研修会及び特別支援学級担当研修会を開催し、特別支援学級担当研修会については富士見特別支援学校の持つ指導法などの共有化を進めます。</li> <li>○富士見特別支援学校が担う地域のセンター的機能と同様に、各校の特別支援学級が校区内のセンター的機能を担えるよう、支援体制を充実します。</li> </ul>	教育相談室
	<b>学校教育相談体制の充実</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育プロジェクトチームの活用、市教育相談室の特別支援教育相談の充実、スクールカウンセラー（臨床心理士）との連携、巡回教育相談の活用など、相談体制を充実します。</li> <li>○特別支援教育プロジェクトチームのさらなる活用を推進し、市教育相談室などの相談体制の充実に取り組みます。</li> </ul>	学校教育課 教育相談室

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
50	<b>就学相談・進路指導の充実</b> <small>継続</small>	○校内就学支援委員会を活性化させ、就学相談・進路指導を充実します。	学校教育課
		○社会的自立に向けた支援を充実するため、各校の就学支援委員会専門委員や進路指導主事、市教育相談室を中心として相談体制の充実に努めます。	教育相談室
51	<b>個に応じた指導・支援の充実</b> <small>継続</small>	○一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図るため、市内の小中学校の通常の学級及び富士見特別支援学校並びに特別支援学級に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、「すこやか支援員」を配置し、学校生活上の介助や学習支援を行います。 ○より効果的な支援ができるよう、すこやか支援員に対する研修を充実させ、資質の向上に努めます。	学校教育課
52	<b>学校施設・設備の整備</b> <small>継続</small>	○障がい児も利用しやすい施設・設備の改善について、大規模改修などに併せて整備を推進します。	教育政策課

#### 施策の方向4 放課後支援の充実

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
53	<b>放課後児童クラブへの障がい児の受け入れの推進</b> <small>継続</small>	○障がい児に関する研修（外部研修）や子どもを守る地域協議会への参加を通じて、放課後児童クラブの支援員の養成・確保を図るとともに、資質の向上に努めます。	保育課
54	<b>施設・設備の適正管理の推進</b> <small>継続</small>	○各施設において、スロープ、障がい者トイレなどの適正な維持管理に努めます。	保育課
55	<b>放課後等デイサービス事業所との連携の推進</b> <small>新規</small>	○肢体不自由児や医療的ケアを必要とする児童に対応するため、放課後等デイサービス事業所の整備を検討します。 ○一人ひとりの発達を支え、健全な育成を図るために、放課後等デイサービス事業所との連携を推進します。	障がい福祉課

# 基本目標6 社会参加支援の充実

## 施策の方向1 雇用・就労支援の充実

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
56	<b>就労移行支援・就労継続支援事業の充実</b> <small>充実</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○富士見市障害者施策推進協議会や富士見特別支援学校と市内事業所との連絡会議において、具体的なニーズと充足を検討し、受け入れ体制を整備します。</li> </ul> <p>⇒各サービスの内容は 63 ページ参照</p>	障がい福祉課
57	<b>学校教育における職場体験の充実</b> <small>充実</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○富士見特別支援学校高等部生徒の産業現場実習のほか、生徒の特性に応じた実習の受入れ先の拡充を図り、卒業後の自立に向けた取り組みを進めます。また、発達段階や児童の特性に応じて、小学部・中学部との指導を継続します。</li> </ul>	学校教育課
58	<b>障害者就労支援センターの充実</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者就労支援センターにおいて、ハローワークや就労移行支援・就労継続支援事業者、関係機関及びケースワーカーや各関係部署と連携しながら就労相談や支援を実施します。</li> </ul>	障がい福祉課
59	<b>就労の機会の促進</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハローワーク及び近隣自治体などとの共催による「入間東部障害者就職面接会」への参加を促進します。</li> </ul>	産業振興課 障がい福祉課
60	<b>市における障がい者雇用の推進</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在の雇用状況などを勘案しながら、計画的な障がい者雇用を推進します。</li> <li>○障がいの有無に関係なく、誰もが等しく市職員採用試験の受験機会が得られるよう、研究し改善します。</li> </ul>	職員課
61	<b>一般企業等における障がい者雇用の促進</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携し、一般企業等における障がい者への理解の向上と障がい者の雇用を促進します。</li> <li>○障がい者就労支援センターを中心に、一般企業等への障がい者の雇用を促進します。</li> </ul>	産業振興課 障がい福祉課
62	<b>障がい者支援施設などからの優先調達の推進</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者優先調達法に基づき、毎年、調達方針を策定し、市ホームページに掲載します。</li> <li>○市ホームページなどで障害者優先調達法の周知を図りながら、物品及び役務の調達を拡大します。</li> </ul>	障がい福祉課 他全課

## 施策の方向 2 生涯学習支援の充実

施策 NO	施策・事業名	内容	担当課
63	<b>障がい者向け図書館サービスの充実</b> <small>(継続)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○拡大読書機、音声パソコン、対面朗読、ディジタル図書など、さまざまな障がいの状況に応じた蔵書などの整備を推進し、周知に努めます。</li> <li>○障がい者向け事業の実施においては、障がい者が参加しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	生涯学習課・中央図書館
64	<b>朗読者の資質向上と養成、連携の強化</b> <small>(継続)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朗読者養成講座の充実と新規朗読者の養成に努めるとともに、朗読者との連携を深めます。</li> <li>○音訳者養成講座を段階ごとに実施し、朗読者の技能向上に努めます。</li> </ul>	生涯学習課・中央図書館
65	<b>図書館・公民館施設の整備</b> <small>(継続)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が利用しやすい、合理的配慮の提供がされた施設・設備の管理・運営を進めます。</li> </ul>	生涯学習課・中央図書館 各公民館

## 施策の方向 3 スポーツ活動の推進

施策 NO	施策・事業名	内容	担当課
66	<b>スポーツ活動機会の拡充</b> <small>(継続)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者スポーツ教室の支援を行うなど、障がいのある人も一緒に参加できるスポーツ活動機会の拡充に努めます。</li> </ul>	生涯学習課
67	<b>スポーツ活動の指導の充実</b> <small>(継続)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さまざまな障がいの状況に応じた指導が行えるよう、必要に応じてスポーツ推進委員など指導者に向けた、障がい者スポーツの研修会や指導者養成講座への参加促進に努めます。</li> </ul>	生涯学習課
68	<b>スポーツ施設・設備の改善</b> <small>(継続)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ施設への障がい者トイレやスロープなどの設置に努めます。</li> </ul>	生涯学習課

\*デイジー：「Digital Accessible Information SYstem」の頭文字。デジタル録音図書を実用化するための国際標準規格のこと。現在、最も利用されている場面として、視覚障がいのある人向けの音声録音図書を指すことが大半である。

# 基本目標 7 安心して暮らせるまちづくり

## 施策の方向 1 施設などのバリアフリーの推進

施策 No	施策・事業名	内容	担当課
69	<b>福祉のまちづくりの推進</b> <small>充実</small>	○障がいのある人や高齢者など、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」「埼玉県建築物バリアフリー条例」に基づき、福祉のまちづくりを関係機関と連携しながら推進します。	建築指導課 高齢者福祉課 障がい福祉課
70	<b>公共施設などの整備</b> <small>充実</small>	○障がいのある人が利用しやすいよう、公共施設・公共的施設の設備の改善を図るとともに、バリアフリーに配慮した施設整備に努めます。	障がい福祉課 関係各課
71	<b>公園の整備</b> <small>継続</small>	○既存公園の改修や新設公園整備に際し、園路勾配の緩和やオストメイトトイレの導入など、障がいのある人に配慮します。	まちづくり推進課

## 施策の方向 2 道路環境の整備

施策 No	施策・事業名	内容	担当課
72	<b>安全な道路づくり</b> <small>継続</small>	○歩道や視覚障がい誘導用ブロック、交通安全施設の整備を推進します。	道路治水課



エスコートゾーン\*

\*エスコートゾーン：視覚障がい者が横断歩道から外れることなく道路を横断できるように配慮された設備。

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
73	<b>違法駐車、放置自転車などへの対策</b> （継続）	○違法駐車や放置自転車などに対する市民のマナーの向上に努め、駅前の指導・整理業務を進めるとともに、近隣自治体、警察、鉄道会社など関係機関への働きかけに努めます。	交通・管理課
74	<b>公共施設における駐車スペースの円滑な利用</b> （継続）	○障がい者が専用駐車スペースを円滑に利用できるよう、マナーへの協力の働きかけに努めます。	障がい福祉課 関係施設

### 施策の方向3 市内循環バスの充実

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
75	<b>バス運行の充実</b> （継続）	○市内循環バスについて、次回車両更新時にはノンステップバスの導入を検討します。 ○利用者のニーズに応じたバス運行の改善に努めます。その際には、市民のニーズや移動実態などを把握したうえ、市民や学識経験者などで構成された富士見市地域公共交通会議において、地域の実情に合った公共交通体系の構築を目指します。	交通・管理課



### 施策の方向4 緊急時連絡体制の強化

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
76	<b>緊急時連絡システムの利用促進</b> （継続）	○心疾患や慢性疾患などの持病を持っている人が自宅で安心して過ごせるよう、緊急時連絡システムを周知し、利用を促進します。	障がい福祉課 高齢者福祉課
77	<b>聴覚障がいのある人の緊急時連絡体制</b> （継続）	○対象者との協議、消防署など関係機関との連携を図り、システムの内容や運用方法について、調査研究を進めます。	障がい福祉課

## 施策の方向 5 防災・防犯体制の強化

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
78	<b>避難行動要支援者的安全対策</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○富士見市地域防災計画・避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき、避難行動要支援者の安全対策を推進します。</li> <li>○富士見市避難行動要支援者登録制度の重要性を市民に積極的に伝え、登録者数の増加を図るとともに、個人情報の保護に配慮しながら、消防・救急機関などとの避難行動要支援者情報の共有体制や災害時の役割分担と連携体制の整備を推進します。</li> <li>○避難行動要支援者リストとマップなどを適時最新情報に更新作成するなど、日頃から避難行動要支援者の状況把握に努め、災害発生時に適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施できるよう体制を整備します。</li> </ul>	安心安全課 福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課 関係各課
79	<b>災害対策の充実</b> <small>継続</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者団体との懇談会などを通じ、障がいのある人の生活実態に即した災害対策、避難所や避難経路の周知、情報伝達手段の活用を進めます。</li> <li>○富士見市地域防災計画・避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づきながら、防災行政無線・防災メール・緊急速報メール・広報車・ホームページなど、さまざまな情報伝達ができる体制の整備を推進します。</li> <li>○災害対策の充実のため、さまざまな機会において、障がいのある人及び家族や支援者と懇談しながら生活実態を把握し、対策を考えるとともに、ヘルプカード*や避難所一覧などの配布、防災に関する情報のホームページでの公開などにより周知します。</li> </ul>	安心安全課 障がい福祉課 関係各課



\*ヘルプカード：障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためカード。

施策NO	施策・事業名	内容	担当課
80	<b>福祉避難所の整備</b> 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の避難所における障がいのある人の支援、介護体制を充実します。</li> <li>○避難所から医療施設や福祉避難所までの輸送などにおける体制整備を図るとともに、水防法の改正に伴い、浸水想定区域内の避難行動要支援者利用施設の避難計画や訓練計画を関係機関との連携をとりながら、策定します。</li> <li>○福祉施設・近隣市町との協定などの締結に向けて取り組むとともに、災害時の連携強化を推進します。</li> </ul>	安心安全課 福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課
81	<b>避難行動要支援者への配慮</b> 継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時や避難所における聴覚障がいのある人への必要な配慮として「聴覚障がい者災害時バンダナ」を、また障がいのある人を対象に緊急連絡先や必要な支援などが記載できる「ヘルプカード」の配布を推進します。</li> </ul>	障がい福祉課
82	<b>防災訓練への参加促進</b> 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の防災組織へ障がいに対する理解を進めるとともに、認知症や障がいのある人が防災訓練などに参加しやすい環境（手話通訳者、ヘルパーの派遣など）を検討・整備し、訓練への参加を促進します。</li> <li>○障害者差別解消法の合理的配慮を踏まえ、通訳者など必要な支援を提供できるように努めます。</li> </ul>	安心安全課 福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課
83	<b>地域における見守り活動の推進</b> 新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者施設の不審者対策として、地域の見守り支援が広がるよう、啓発に努めます。</li> </ul>	障がい福祉課 関係各課



## 第5章

# 障害福祉サービスの推進

## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

国では障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針を示しています。

基本指針では、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム\*の構築」、「地域生活支援拠点\*等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障がい児支援の提供体制の整備等」を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を明確に示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

これに基づいて、本章では富士見市の実情を踏まえた上で、埼玉県の基本的な考え方との整合を図りながら、平成32年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示します。

## 1 平成32年度の目標値（成果目標）

### （1）施設入所者の地域生活への移行

成果目標の考え方	
国の指針	<ul style="list-style-type: none"><li>○平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</li><li>○平成32年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。</li></ul>
埼玉県の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域移行者数は国と同様9%以上とするが、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。</li></ul>
富士見市の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、富士見市の実績や実状を加味して設定する。</li></ul>

\***地域包括ケアシステム**：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指して構築が進められている。

\***地域生活支援拠点**：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などの必要な機能を備えた拠点のこと。

成果目標	
項目	目標
平成 28 年度末時点の施設入所者数 (A)	97 人
【目標】地域生活移行者の増加	9 人 9.3%
平成 32 年度末時点の施設入所者数 (B)	97 人
【目標】施設入所者の削減 (B-A)	0 人 0.0%

## (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標の考え方	
国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。</li> <li>○平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の設定。（都道府県が設定）</li> <li>○平成 32 年度末までの精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点の退院率、入院後 6 か月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率）の設定（都道府県が設定）</li> </ul>
埼玉県の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の方針に準ずる。</li> </ul>
富士見市の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で検討する。</li> </ul>

成果目標	
項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	広域的な協議の場の設置を含めた検討をします。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

成果目標の考え方	
国の指針	○平成32年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
埼玉県の方針	○国の方針に準する。
富士見市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、市内への整備を検討する。

成果目標	
項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	1（広域的な拠点の設置）



資料：厚生労働省

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標の考え方	
国の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 32 年度末までに、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。</li> <li>○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。</li> <li>○就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。</li> <li>○各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とすることを基本とする。</li> </ul>
埼玉県の方針	○国の方針に準ずる。
富士見市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、富士見市の実績や実状を加味して設定する。

成果目標	
項目	数値
平成 28 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (A)	8 人
【目標】平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (B)	12 人
	【B/A】 1.5 倍
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (C)	26 人
【目標】平成 32 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (D)	34 人
	【D/C】 1.3 倍
平成 28 年度末の就労移行支援事業所数 (E)	1 箇所
平成 32 年度末の就労移行率が 3 割以上の事業所数 (F)	1 箇所
	【E/F】 10 割
就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80.0%

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標の考え方	
国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。</li> <li>○平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</li> <li>○平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。</li> <li>○平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</li> </ul>
埼玉県の方針	○国の方針に準ずる。
富士見市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、富士見市の実績や実状を加味して設定する。

成果目標	
項目	目標
児童発達支援センターの設置	1箇所（設置済み）
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み（みずほ学園等）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	各1箇所設置
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	平成 30 年度末までに設置

## 2 障害福祉サービスの見込み量と確保策

### (1) 訪問系サービス

サービスの概要	
サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間／月	3,423	3,579	3,579	<b>3,683</b>	<b>3,761</b>	<b>3,839</b>
重度訪問介護							
同行援護							
行動援護							
重度障害者等包括支援	実人／月	124	137	137	<b>143</b>	<b>149</b>	<b>154</b>

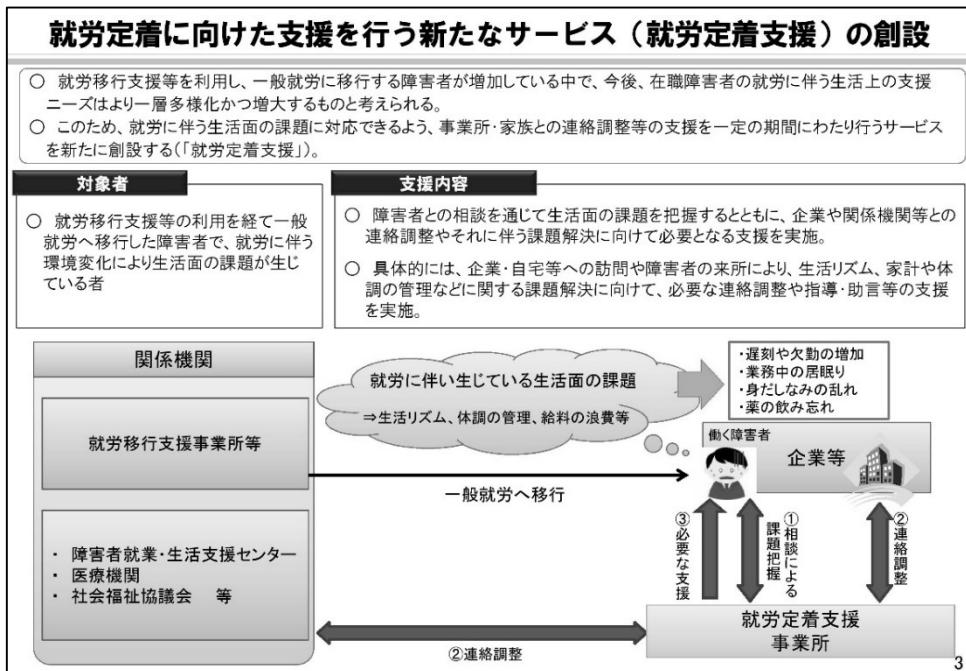
### 見込み量確保に向けた考え方

介護者の高齢化などによる在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障がい者の増加など踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。

地域生活を支える訪問系サービスの基盤整備に向けて、市内の事業者を中心に質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を推進します。

## (2) 日中活動系サービス

サービスの概要	
サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援 【★新規】	利用者が就職してから、少なくとも6ヶ月以上の間、障害者就業・生活支援センター・職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応などについて、職場訪問や家庭訪問などによる相談支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。
短期入所（ショートステイ） (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。福祉型は障がい者施設など、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設などにおいて実施されます。



資料：厚生労働省

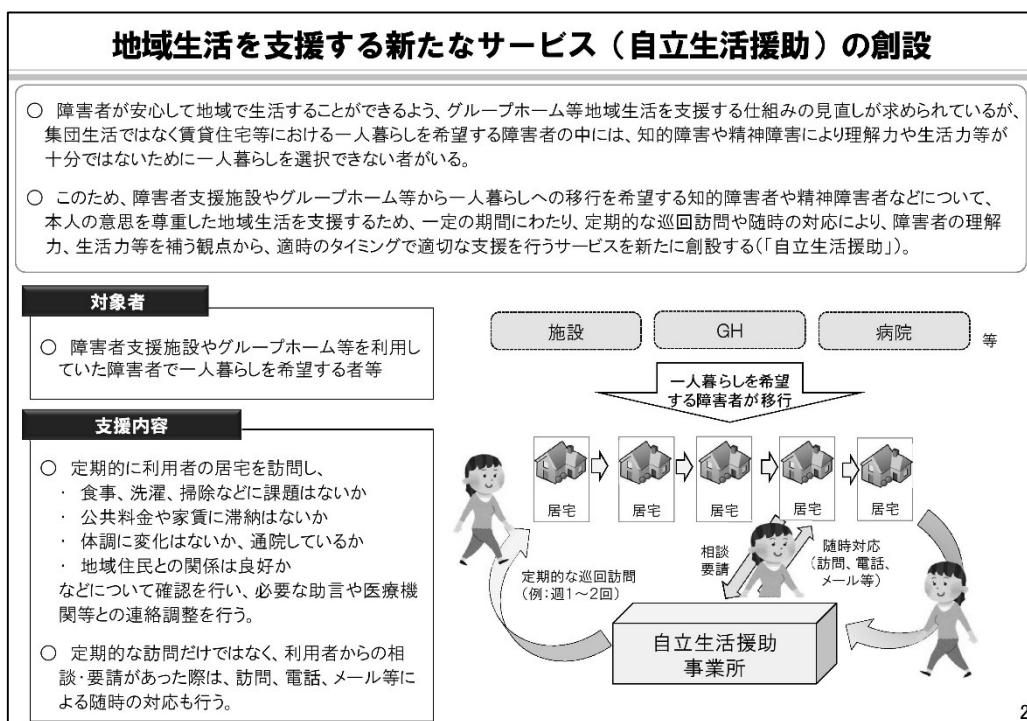
見込み量						
サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
生活介護	人日／月	3,064	3,238	3,467	<b>3,659</b>	<b>3,861</b>
	実人／月	154	165	179	<b>191</b>	<b>203</b>
自立訓練（機能訓練）	人日／月	10	14	17	<b>19</b>	<b>20</b>
	実人／月	1	1	1	<b>1</b>	<b>1</b>
自立訓練（生活訓練）	人日／月	33	42	72	<b>67</b>	<b>77</b>
	実人／月	2	3	5	<b>5</b>	<b>6</b>
就労移行支援	人日／月	413	436	459	<b>482</b>	<b>505</b>
	実人／月	25	26	29	<b>30</b>	<b>32</b>
就労継続支援 (A型)	人日／月	250	280	263	<b>277</b>	<b>284</b>
	実人／月	14	16	17	<b>19</b>	<b>20</b>
就労継続支援 (B型)	人日／月	1,853	1,957	2,026	<b>2,118</b>	<b>2,205</b>
	実人／月	113	118	118	<b>124</b>	<b>129</b>
就労定着支援	実人／月	/			<b>0</b>	<b>2</b>
療養介護	実人／月	7	8	8	<b>8</b>	<b>9</b>
短期入所(ショートステイ) (福祉型)	人日／月	190	187	187	<b>190</b>	<b>190</b>
	実人／月	16	14	16	<b>16</b>	<b>16</b>
短期入所(ショートステイ) (医療型)	人日／月	0	5	6	<b>10</b>	<b>18</b>
	実人／月	0	1	2	<b>2</b>	<b>3</b>

#### 見込み量確保に向けた考え方

各サービスについて、今後、地域生活への移行が進むことにより、さらなる需要の高まりが予測されます。現在、サービスを利用している人はもとより、入所施設からの地域生活移行者や富士見特別支援学校卒業生などが適切なサービスを受けることができるよう、必要量の確保に努めます。また、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を推進します。

### (3)居住系サービス

サービスの概要	
サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援などの対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
自立生活援助 【★新規】	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。



資料：厚生労働省

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人／月	24	31	37	42	47	52
施設入所支援	実人／月	94	97	97	97	97	97
自立生活援助	実人／月				0	3	5

### 見込み量確保に向けた考え方

介護者の高齢化などによる在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障がい者などの増加などを踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。また、今後、地域生活への移行に伴い予測される需要の高まりに対応するため、広域的な取り組みの中で、サービス事業者に対して事業への参入を働きかけるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を推進します。

### (4)相談支援

#### サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス事業者などと連絡調整、モニタリングなどを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者施設などに入所している障がい者または精神科病院に入院している障がい者が、退所及び退院後に地域生活に移行するための支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	施設や病院を退所・退院もしくは家族との同居から一人暮らしへの移行などで、地域生活に不安がある障がい者が地域に定着できるよう支援を行います。

#### 見込み量

サービス名	単位	実績値(平成29年度は実績見込み)			見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実人／月	71	75	75	77	79	81
地域相談支援 (地域移行支援)	実人／月	0	0	0	0	0	1
地域相談支援 (地域定着支援)	実人／月	0	0	0	0	0	1

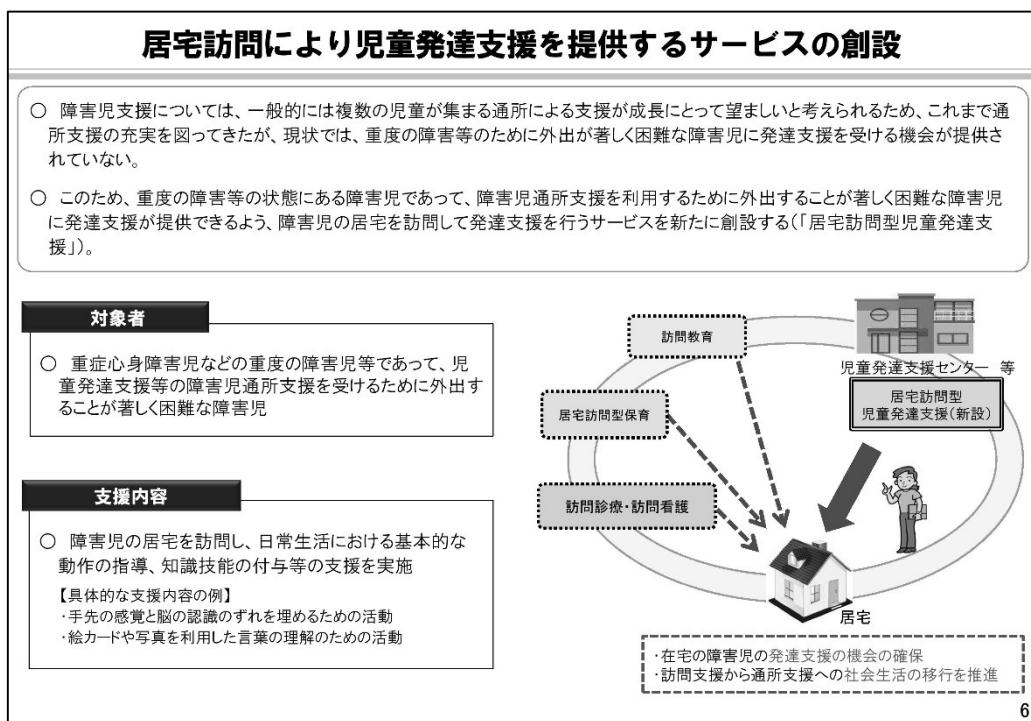
#### 見込み量確保に向けた考え方

地域移行によるグループホームなどの利用者の増加などを踏まえ、サービス等利用計画を作成する利用者数の必要量を見込みます。また、市内の事業者を中心にサービス提供体制を確保できるよう事業への参入を働きかけるとともに、相談支援専門員の段階的な増員や質の高いサービスの提供が行われるよう、サービス事業者との連携を推進します。

### 3 障害児通所支援等の見込み量と確保策

#### (1) 障害児通所支援

サービスの概要	
サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。
放課後等ディサービス	就学児を対象に放課後や休日、長期休暇中において療育支援を行います。
保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などの職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援【★新規】	重度の障がいなどの状態にある障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。



資料：厚生労働省

見込み量							
サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日／月	498	602	630	650	670	690
	実人／月	54	61	63	65	67	69
放課後等デイサービス	人日／月	632	903	1,355	1,488	1,656	1,824
	実人／月	62	83	110	124	138	152
保育所等訪問支援	人日／月	13	12	12	14	15	16
	実人／月	8	7	7	9	10	11
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	/			0	3	6
	実人／月	/			0	3	6
医療型児童発達支援	人日／月	0	0	0	0	0	0
	実人／月	0	0	0	0	0	0

### 見込み量確保に向けた考え方

障がい児の療育及び訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、市内の事業者を中心としたサービス提供体制の確保に努めるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を推進します。

## (2) 障がい児相談支援

サービスの概要	
サービス名	内容
障がい児相談支援	指定障がい児支援相談支援事業所の確保について、市内・近隣事業所との連携をすすめ、幅広い相談窓口の充実に努めます。

### 見込み量

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい児相談支援	実人／月	18	15	29	34	40	48

### 見込み量確保に向けた考え方

地域で生活する障がい児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介、障がい児支援利用計画の作成ための情報の発信などを行います。

### (3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援

サービスの概要	
サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供を行うため、医療的ケア児に対する地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員など）を配置し、支援を充実します。

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人				0	0	1

### 見込み量確保に向けた考え方

国の方針を踏まえ、各機関と連携しながら、コーディネーターの配置に努めます。

## 4 地域生活支援事業の見込み量と確保策

### (1) 必須事業

サービスの概要	
サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者などの理解を深めるため、教室などの開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者の財産管理や福祉サービスの利用契約に後見人の援助が必要な場合について、申し立てに必要な経費及び後見人の報酬などを支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者などに、手話通訳などの方法により、障がい者などとの意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者などに対し、日常生活用具を給付することで日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出が円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	<基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行います。 <機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発などの実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

見込み量							
サービス名	単位	実績値(平成29年度は実績見込み)			見込み量		
		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度
①理解促進・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
②自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	有
③相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	無	無	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有無	無	無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	有
④成年後見制度利用支援事業	人数	2	0	2	1	1	1
⑤成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
⑥意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記派遣事業	件数	580	625	630	649	660	669
手話通訳者設置事業	人数	0	0	0	0	0	1
⑦日常生活用具給付等事業（年間件数）							
介護・訓練支援用具	給付件数	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数	18	10	14	14	14	14
在宅療養等支援用具	給付件数	15	9	12	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	給付件数	30	24	27	27	27	27
排泄管理支援用具	給付件数	1,992	2,004	2,004	2,009	2,012	2,014
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	4	1	2	1	1	1
⑧手話奉仕員養成研修事業	講習修了見込み者数	27	16	21	20	20	20
⑨移動支援事業	人数	80	82	87	90	94	97
	時間数	1,104	1,118	1,156	1,178	1,204	1,230
⑩地域活動支援センタ一事業	箇所	1	1	0	0	0	1
	人数	33	34	2	2	2	2

### 見込み量確保に向けた考え方

障がい者の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを考慮しながら、必要な事業を実施するとともに、市の窓口や相談支援事業所などを通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。

また、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、障がい者の生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、広報や相談支援事業などを通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。

さらに、日中の居場所に対するニーズの高まりを踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

## (2)任意事業

### サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	介護者が、一時的な理由により介護することができないとき、障がい者などの日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。

### 見込み量

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人数	32	35	44	49	53	57

### 見込み量確保に向けた考え方

日中の居場所に対するニーズの高まりを踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

# 第6章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進のために

### (1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体からの意見やニーズを把握し、反映に努めます。

### (2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がいの当事者、障がい者支援施設、学識経験者、市民などのさまざまな立場からの参画を得て開催されている富士見市障害者施策推進協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方など、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

### (3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、まちづくりや道路交通、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策を効率的かつ効果的に推進します。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

### (4) 持続可能な制度の構築

今後見込まれる障害福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも安定的にサービスを提供していくために、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

### (5) 国・県との連携

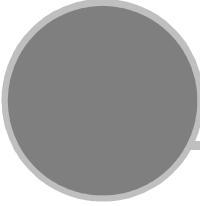
障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが多くありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## **2 計画の点検と評価**

---

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込み量などの達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「P D C A」のサイクルが必要です。

市においては、庁内における進捗把握とともに、障がい者団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者、市民などで構成される富士見市障害者施策推進協議会と連携して、点検と評価、改善策の検討を行います。



## 資料編

### 1 用語解説

#### あ行

\***アクセシビリティ**：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

\***インクルーシブ教育**：子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

\***ウェブアクセシビリティ**：高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

\***エスコートゾーン**：視覚障がい者が横断歩道から外れることなく道路を横断できるように配慮された設備。

#### か行

\***ガイドヘルパー**：単独で外出することが困難な人への歩行や車いすの介助、外出先での食事の介護などを行うサービス及びその事業者のこと。

\***グループホーム**：家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

\***ケアマネジャー**：本人の状態や状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、アセスメントやケアプランの作成、モニタリングを行うサービス及びその事業者のこと。

\***高次脳機能障がい**：外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいのこと。

#### さ行

\***支援籍**：障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍のこと。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

\***情報保障**：身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。

\***ソーシャルインクルージョン**：障がいのある人を社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助けあって生きていこうという考え方。

\***ソーシャルスキル**：社会・活を送る上で・との関係を確・するためのコミュニケーション能力。

## た行

\***地域生活支援拠点**：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などの必要な機能を備えた拠点のこと。

\***地域包括ケアシステム**：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築が進められている。

\***チャレンジド**：狭義に、仕事などによって積極的に社会参加を果たそうとする障がいのある人のこと。障がいのある人を社会の保護対象としてではなく、社会の参加者として捉えること。

\***中間的就労**：一般的な職業に就く「一般就労」をただちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援も受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと。

\***デイジー**：「Digital Accessible Information System」の頭文字。デジタル録音図書を実用化するための国際標準規格のこと。現在、最も利用されている場面として、視覚障がいのある人向けの音声録音図書を指すことが大半である。

## な行

\***内部障がい**：身体内部の臓器に障がいがあること。身体障害者福祉法においては、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（HIV感染症）、肝臓機能障がいの7つが該当する。

\***難病**：治療方法が確立されていない他の特殊の疾病。平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がいのある人の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援などの対象となった。

\***ノーマライゼーション**：障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

## は行

\***発達障がい**：発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいが対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。

\***バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去しようすること。

\***ピアサポート**：同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間＝英語で「peer」（ピア）が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み。

\***福祉的就労**：障がいなどの理由で企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれる。

\***ヘルプカード**：障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためカード。

\***ホームヘルパー**：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス及びその事業者のこと。

## や行

\***ユニバーサルデザイン**：年齢、性別、身体能力、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方。

## ら行

\***ライフスキル**：移動や買い物、福祉サービスの利用方法など、日常生活に必要な能力。

\***リハビリテーション**：心身に障がいのある者の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に發揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

\***レベルAA**：ウェブコンテンツが満たすべきアクセシビリティの品質基準。「レベル A」「レベル AA」「レベル AAA」の3つのレベルの達成基準が定められており、「レベル AAA」の方がより高度な水準になる。

## 2 富士見市障害者施策推進協議会条例

### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、富士見市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、市長に意見を述べること。
- (2) 市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 市の障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第2項の規定により地域の実情に応じた障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制の整備について協議すること。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等及びその家族
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者の福祉に関する団体の代表者
- (4) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### **3 富士見市地域自立支援協議会設置要綱**

---

平成20年3月31日

告示第79号

改正 平成23年3月31日告示第100号

平成25年3月29日告示第109号

平成25年5月31日告示第215号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により行う相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関する連携体制の構築に向けて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、富士見市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平25告示109・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他地域の障害福祉に関する事項

(平25告示215・一部改正)

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療、教育及び就労関係者
- (4) 障害者及びその家族並びに障害者団体に属する者
- (5) 識見を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことはできない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため、委員その他必要な関係者により構成する部会を置くことができる。

(個別支援会議)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、相談支援事業に係る個別事例に関する具体的な支援の内容を検討するため、委員その他当該個別事例に関係する者（次項において「委員等」という。）を招集し、個別支援会議を開催することができる。

2 個別支援会議に座長を置き、座長は、個別支援会議ごとに当該会議の委員等のうちから協議して選出する。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の委員等関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(平23告示100・一部改正)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月31日告示第100号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月29日告示第109号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成25年5月31日告示第215号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

## 4 富士見市地域自立支援協議会委員名簿

任期：平成 27 年 11 月 6 日～平成 29 年 11 月 5 日

職名	氏名	所属
会長	小菅 賢一	入間東部福祉会
委員	藤山 久代	入間東部福祉会
委員	小川 憲司	NPO 法人アドバンス
委員	川端 正則	富士見市立特別支援学校
委員	横山 創	埼玉県朝霞保健所
委員	山路 俊介	川越公共職業安定所
委員	大澤 秋良	富士見市聴覚障害者の会
委員	木内 一夫	富士見市身体障害者福祉会
委員	杉崎 文子	精神障害者家族会（歩みの会）
委員	三川 登喜子	障害児・者の保育・教育・就労を考える 「クレヨンの会」
委員	星野 好孝	心身障害児・者親の会（みのり会）
委員	山道 廣子	埼玉視覚障害者の生活と権利を守る
委員	西方 浩一	文京学院大学准教授
委員	細野 浩一	富士見市三芳町手話通訳者派遣運営委員会委員長 ・埼玉聴覚障害者福祉会理事
委員	金子 典江	公募市民
委員	中村 竜志	公募市民

※敬称略

## 5 富士見市障害者計画推進委員会設置要綱

平成13年12月28日

決裁

改正平成16年10月18日

平成19年3月27日

平成23年3月31日

注平成19年3月から改正経過を注記した。

### (設置)

第1条 富士見市障害者計画の円滑な推進を図るため、富士見市障害者計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者計画の推進に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 障害者計画の推進のための連絡調整に関すること。
- (3) 障害者計画の見直しに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、健康福祉部長とし、副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進委員会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

### (作業部会)

第6条 会長は、第2条第3号に係る事務を行わせるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員の所属する課等の職員のうちから当該委員の指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会は、障害者計画の見直し案を作成し、推進委員会に提出するものとする。
- 4 作業部会は、調査、研究等のテーマごとのグループ編成とし、当該グループ単位で作業する。
- 5 グループにリーダー、サブリーダー及び書記を置く。
- 6 リーダーは、推進委員会からの要請があるときは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(平19年3月27日・平23年3月31日・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成13年12月28日より施行する。

附則（平成16年10月18日）

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附則（平成19年3月27日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月31日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(平23年3月31日・全改)

会長	健康福祉部長
委員	総務部 秘書広報課長
	総務部 総務課長
	総務部 職員課長
	総合政策部 政策企画課長
	自治振興部 安心安全課長
	市民生活部 人権・市民相談課長
	子ども未来部 保育課長
	子ども未来部 みずほ学園長
	健康福祉部 福祉課長
	健康福祉部 障がい福祉課長
	健康福祉部 高齢者福祉課長
	健康福祉部 健康増進センター所長
	まちづくり推進部 まちづくり推進課長
	まちづくり推進部 産業振興課長
	建設部 道路治水課長
	建設部 交通・管理課長
	建設部 建築指導課長
	教育委員会 教育政策課長
	教育委員会 生涯学習課長
	教育委員会 学校教育課長
	教育委員会 教育相談室長

## 6 ヒアリング調査にご協力いただいた団体・事業所一覧

※順不同

- 富士見市身体障害者福祉会
- 富士見市聴覚障害者の会
- 埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会富士見支部
- ゆいの里を支える会
- 障害者の保育・教育・就労を考える「クレヨンの会」
- 富士見市特別支援学級交流会
- 富士見市心身障害児・者親の会 みのり会
- 富士見市視覚障害者の会 ひとみ
- 富士見市精神障害者家族会 あゆみの会
- みずほ学園 保護者会
- ふじの木作業所
- 福祉NPOグループみずほ
- NPO法人サポートハウスみんなのて
- 障害者就業・生活支援センターSWAN
- 入間東部むさしの作業所
- NPO法人アドバンス
- 社会福祉法人ゆいの里福祉会
- 多機能型事業所え～る
- 富士見ゆうきの家
- 社会福祉法人 めぐみ会
- 入間東部障がい者相談支援センター
- 富士見特別支援学校
- みずほ学園
- 音訳グループ かたりべ
- 点訳グループ きつつき
- 富士見手話サークル
- 富士見市社会福祉協議会

## 7 策定経過

年月日	会議・内容など
平成 29 年 6 月 29 日	第1回富士見市地域自立支援協議会 ・計画概要について ・年間スケジュールについて ・アンケート（案）について
平成 29 年 8 月 1 日 ～8月31日	アンケート調査 ・富士見市内在住の障害者手帳所持者、自立支援医療給付の受給者、難病などの対象疾病の該当者から無作為抽出で3,000人に対して調査実施 回収率：59.1%
平成 29 年 8 月 23・24 日	団体ヒアリング調査 ・市内の当事者団体・事業所延べ 22 団体に対して、ヒアリングを実施
平成 29 年 8 月 30 日	第1回富士見市障害者計画推進委員会 ・第4期富士見市障がい者支援計画の策定概要について ・第3期富士見市障がい者計画の実施状況調査結果について
平成 29 年 10 月 3 日	富士見市地域自立支援協議会（部会） ・第4期富士見市障がい者支援計画に関わる課題の検討について
平成 29 年 10 月 19 日	第2回富士見市地域自立支援協議会 ・第4期富士見市障がい者支援計画（素案）について
平成 29 年 11 月 1 日	第2回富士見市障害者計画推進委員会 ・第4期富士見市障がい者支援計画素案について
平成 30 年 1 月 4 日 ～2月3日	パブリックコメントの実施 ・第4期富士見市障がい者支援計画（素案）について市ホームページに掲載し市民の意見を募集 ・4通 24 件の意見あり
平成 30 年 3 月 29 日	第3回富士見市地域自立支援協議会 ・パブリックコメントの結果について ・第4期富士見市障がい者支援計画について



## **第4期富士見市障がい者支援計画**

平成30年3月

富士見市 健康福祉部 障がい福祉課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

電 話 049-251-2711 (代表)

FAX 049-251-1025